

---

---

# 子ども・子育て支援新制度に関する基準（骨子案）へのパブリックコメント実施結果

---

---

## ○募集期間

平成26年6月2日（月）～6月24日（火）

## ○閲覧場所

本庁子ども・子育て支援新制度準備室，保育・幼稚園課，教育企画総務課，学事課，情報公開室，児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課，真備保健福祉課，庄・茶屋町・船穂の各支所，市ホームページ

## ○意見提出者数及び意見総数

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準

8名（意見総数：31件）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

7名（意見総数：22件）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

6名（意見総数：14件）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

2名（意見総数：2件）

※ おひとりで複数の基準への意見をいただいている例がありますので，意見提出者数の実数（10人）と延べ人数は異なっております。

※ 今回お願いした基準への意見以外の意見をお送りいただいている例がありますが，意見提出者数及び意見総数には含んでおりません。

倉敷市子ども未来部

## 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

対象基準	ご意見の概要	本市の考え方
職員の数等	現在の認定こども園では職員の資格や待遇に問題はないのでしょうか。そこを解決しなければ、いくら数を増やしても保育の質の低下や職員不足になりかねません。	現在の幼保連携型認定こども園は、幼稚園の認可、保育園の認可をそれぞれ必要としており、幼稚園には幼稚園教諭、保育園には保育士が勤務しておりますが、新しい幼保連携型認定こども園には、幼稚園教諭免許と保育士資格の双方を併有する「保育教諭」が配置されることとなります。 今回の新制度では、職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善(処遇改善を含む。)のための費用として0.3兆円が充てられることになっております。
	1学級の園児数は35人以下となっておりますが、3～5歳児はおおむね30人に1人の職員配置となっております。1クラスは30人以下にしてください。	例えば、満4歳以上の園児が35人で1学級でしたら、職員配置は2人となります。1クラスで2人の配置ですが、それが3クラスありましたら、6人ということではなく、園児が105人なので、職員配置は4人となるものです。学級編制基準と職員配置基準はそのような関係になっております。
	1学級の園児数は35人以下となっているが、3歳児は20人に1人の職員配置となっている。20人以上の場合は、学級担任は2人の職員にすること。	なお、基準は、満4歳以上がおおむね30人に1人、満3歳以上満4歳未満がおおむね20人に1人としております。
	1学級35人以下で3～4歳は20人に1人、4歳以上は30人に1人、職員の数は常時2人以上とありますが、3～4歳は20人以下、4歳以上は30人以下の学級でも職員は2人ということでしょうか。 その職員は、有資格者ですか。	職員の数は常時2人以上とは、学級ごとに常時2人以上ということではなく、例えば、その園の開園時間において、常時2人以上とするものです。延長保育で子どもが1人となっても、開園中は、常時2人以上を求めているもので、現行の保育所の取扱いと同様のものです。職員は有資格者です。
	専任の助保育教諭及び講師が限定的に代替可とありますが、どういう資格を持っている方ですか。限定的とは、産休・育休・病休などでしょうか。	助保育教諭や講師の免許・資格は、保育教諭と同様です。限定的とは、ご質問のような事由などを想定しています。
	満4歳以上は、30人に1人とありますが、20人に1人にしてほしい。	現行の保育園の職員配置基準でも、問題なく保育が提供できております。まずは、0.3兆円が充てられ

	<p>小学校でも30人学級です。4～5歳は活動的です。</p> <p>職員の数等については、事故、病気などを防ぎ、より順調な子どもの発育指導のために、職員別配置数をより多くし(北欧並みに1.5～2倍)、より少数の園児指導が出来るようにするべきだと思います。</p> <p>新制度では3歳児の配置基準のみ15:1になるとも聞いています。倉敷市でも3歳児基準はおおむね15人に1人と定めてください。</p> <p>新制度では3歳児の配置基準が15:1になると予想されるので、倉敷市でも3歳児基準はおおむね15人に1人と定めること。</p> <p>調理員を必置としていることを厳守してください。園舎には、調理室を必置し、自園調理を守ってください。</p> <p>調理員を必置としていることを厳守してほしい。(委託はしないこと)</p>	<p>ることになっている保育等の質の改善(処遇改善を含む。)により、確実に人材が確保できる方策に取り組むことが重要と考えておりますので、府省令どおりとしております。</p> <p>府省令では、満3歳以上満4歳未満の園児の基本となる基準は20人に1人となっておりますので、府省令どおりとしております。</p> <p>府省令では、委託しない場合は、調理員は必置ですが、調理業務を委託する場合は不要となりますので、府省令どおりとしております。</p>
園舎及び園庭	<p>園舎・園庭が公道をはさんだところにあって危なくないのでしょうか。</p> <p>園舎・園庭は安全のため、必ず渡り廊下でつながっていること。</p> <p>園舎が2階建以下原則はOKですが、退避設備等があれば3階以上可というのは、危険大です。2階建以下に統一してほしいです。</p> <p>3階、4階に保育室があつて非常時に逃げられますか。2階までが安全だと思います。</p>	<p>現行の幼保連携型認定こども園の認定基準は都道府県で定められております。園舎・園庭の距離についての基準は都道府県によりまちまちで、数百メートル離れたところでも認めている例もあります。この度の府省令は、全国で差があつた基準を一元化するため、園舎及び園庭の基準については、同一敷地内・隣接地(公道をはさむ程度)とされたものです。</p> <p>なお、本市においても、既存の園で、園舎・園庭が離れた場所にある施設はありますが、園児の移動の際は、園においてしっかりと安全対策を取っております。</p> <p>今回定める園舎の基準は、現在、保育所の基準で求めている退避設備等の基準と同様の基準としております。本市の保育所は、2階建ての建物がほとんどですが、3階に保育室を設けている例もあります。そこでは、基準に基づき、しっかりと安全対策を施していただいております。</p> <p>なお、本市の保育所における避難訓練は、地震、火</p>

	<p>園舎の階数は、2階建以下が原則です。特例は設けないでください。3階以上の屋外傾斜路があったとしても、災害避難時ではあわてて危険ですし、保育士が乳幼児1人をおんぶしながら抱いて避難するのは後1人がやっとです。子どもの命を大切に考えるなら、3階以上の保育室はあり得ないと思います。</p>	<p>災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き(独自基準)、少なくとも毎月1回実施することとしており、幼保連携型認定こども園においても、同様の基準としております。</p>
	<p>園舎の階数は、災害時の避難が困難であるので、2階建て以下が原則であり、特例は考えられない。3階以上で屋外傾斜路があったとしても、災害避難時では特に危険であり、乳幼児の避難策としてはあり得ない。</p>	
	<p>非常時に子どもを安全に避難させるためにはハード面の基準が大きく関係します。複数の子どもを安全に避難させる、または近所の住民が手助けして避難させるには3階以上に保育室を設けるべきではないと考えます。倉敷市の子どもの安全を確保するために倉敷市では国より厳しい条件で2階までにしてほしいと思います。</p>	
<p>園舎に備えるべき設備</p>	<p>園舎には、調理室を必置し、自園調理を厳守すること。</p> <p>園舎には、調理室を必置とし、自園調理を守ってください。</p> <p>20人未満の場合は調理室がなくても調理設備があれば可とありますが、衛生管理上、また、感染予防上、人数に関係なく、区画が仕切られた調理室が必要と考えます。ノロウイルス感染など子どもの人数に関係なく発生します。</p>	<p>府省令どおりであり、調理室は必置ですが、食事提供を外部搬入とする場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるときは、調理室を備えないこともできるものとしています。</p> <p>調理にあたっては、閉鎖されたスペースで調理員が調理を行うこととなりますので、調理設備とそれ以外の区画は、パーティションで仕切るなど、自由な出入りは不可能となる運用を求めることとなります。</p>

	園舎には、職員室、保健室、調理室、保育室、遊戯室を必置とし、兼用はしないこと。水遊び場も必要である。	原則として、それぞれ必置としておりますが、施設の状態等により、職員室と保健室の兼用、保育室と遊戯室の兼用は可能としております。また、満2歳未満児の園児を受け入れるときは、乳児室又はほふく室を必置としております。 水遊び場については、それぞれの施設において、水遊びができる取り組みをしておりますので、設備として水遊び場を定義することは適当でないと考えます。
園具及び教具	園具及び教具は、具体的に示してほしい。	積み木、ブロック、ボール、マットなどが当たりますが、種類も多岐にわたることから、基準に示すことは適当でないと考えます。
食事	独自に地産地消をうたって下さっていてOKです。	市全体の施策として、地産地消の推進を図っており、保育園の基準においても、地産地消に努めることとしていることから、幼保連携型認定こども園においても、独自基準として追加したものです。
	子どもの体調が悪いとき、消化の良い食品にするとかの対応をする文章を入れてほしいです。	保育園では、体調不良の際はお粥や柔菜などの提供を行っております。また、食物アレルギーをお持ちのお子さんへの対応も行っております。基準のなかに、園児の身体的状況を考慮するとの記述がありますが、実際の運用としてそのような対応を行っており、基準に包含しているものと考えております。この保育園の基準を、幼保連携型認定こども園においても、同様の基準としております。
	アレルギーのため禁じられている食材に十分気を配り事故防止に努める、の文章も入れてほしいです。	
食事については、外部搬入も可とありますが、食事は教育・保育の一環です。アレルギーの幼児も増えている今日、園内で調理するこことして、例外を認めないように。	自園調理であっても、外部搬入であっても、アレルギー対策など食事の提供にあたって必要となる作業は行われます。また、この表現は現行の保育所の基準と同様の内容としておりますので、省令どおりとします。 食事は教育・保育の一環でありますので、園児の健康な生活の基本としての食育に努めるという規定を設けております。また、本市の独自基準として、園児の保護者に対しても食育に関する情報の発信を求めています。	
専門的知識を有する者との連携	重要であり、その遵守・実行について、記録と確認、点検が必要かと思えます。自治体の責任でなされるべきです。	専門的知識を有する者との連携については、現行の保育園の基準において、本市独自の基準として設けたもので、幼保連携型認定こども園にあっても同様の基準として設けたものです。なお、この連携については、市の予算で実施しております。

<p>保護者への対応</p>	<p>重要であり、その遵守・実行について、記録と確認、点検が必要かと思えます。自治体の責任でなされるべきです。</p>	<p>運営の実際については、指導監査において、適切に実施しているか否かの確認をすることになります。不適切な事例があれば、定められた法令等に基づき、行政指導による勧告を行い、なお従わない場合は、同様に法令等に基づき、行政処分を行うことになります。</p> <p>※ このご意見の方からは、このほか、「他の学校、社会福祉法人等の設備を兼ねるときの設備の基準及び他の学校又は社会福祉法人の職員を兼ねるときの職員の基準」「非常災害対策」「教育課程」で同様の意見をいただいておりますが、同じ内容で本市の考え方をお示しすることになりますので、ここでの表現でもって考え方をお示したものとさせていただきます。</p>
<p>その他</p>	<p>倉敷市のすべての子どもは、どの子どもも格差なく育つ権利があります。この基準によって、保育園、幼稚園、認定こども園など、さらに格差が広がっていきます。施設によって格差が起きないように、基準を一律にしてください。</p> <p>倉敷市こども条例の理念を踏まえれば、どの子どもも格差なく育つ権利がある。幼稚園・保育園・認定こども園、小規模保育事業など、施設によって設備、職員配置基準などの差があってはならない。</p>	<p>新制度では、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業などがそれぞれの特長を活かして、新制度を支える役割を担っていただけるものと考えますので、それぞれの基準は、一部に本市としての独自基準を追加しておりますが、原則として府省令どおりとしております。</p>

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

対象基準	ご意見の概要	本市の考え方
利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	「正当な理由」とはなんですか。範囲があいまいです。明記してください。	正当な理由とは、現在、国において、一定の考え方として整理されておりますのは、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申込みがあった場合とされております。
	施設・事業者の「選考」の確認基準は、「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と応諾を義務付けているが、子ども・子育て会議の資料では「保育料の滞納」「保護者とのトラブル」「特別な支援が必要な子どもで提供体制が整わない」などが例示されている。「正当な理由」が特定の子どもや家族を排除することにならないような、基準を設定するなど、取り扱いに気をつけてほしい。	ご指摘の内容は、その他特別な事情がある場合などについてですが、これは、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などを、国において慎重に整理をしたうえで、その運用上の取扱いについて示すこととされており、現在、検討がなされています。
	施設・事業者の「選考」の確認基準は、「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と応諾を義務付けています。「正当な理由」が特定の子どもや家族を排除することにならないよう基準を厳しくしてほしいです。	いずれにしても、運用上の取扱いになることから、基準として表現することは適当でないと考えます。
	施設・事業者が「公正な方法」による選考ができるように「選考基準」を条例に盛り込んでほしい。	府省令では、施設(認定こども園又は幼稚園)利用の申込みの数が利用定員の総数を超える場合は、抽選、先着順、教育・保育に関する理念、基本方針等に基づくなど公正な方法により選考しなければならないものとされており、本市の基準も同じ表現としております。
選考結果についても、施設・事業者者に通知を義務付けること。	選考方法については、現行の私立幼稚園では、抽選や先着順という方法でなされている園もあり、保護者が結果をその場で確認できていることから、通知をすべて義務付けることは適当ではないと考えます。それ以外の方法での選考については、選考結果について郵送など適切な方法で通知されておられます。	
選考結果についても、施設・事業者者に通知を義務付けることにしてはどうですか。		

<p>あっせん、調整及び要請に対する協力</p>	<p>利用できない保護者には、市町村が利用調整を行い、保育の実施責任を履行してほしい。</p> <p>市町村による利用調整を市が行うとあるが、どのように行うのか。希望しているところへ入所できず、その他へあっせんされた場合はどうなるのか。</p> <p>市町村は、利用調整、利用要請のみで、あとはそれぞれの保護者に任されることになるようですが、それでは、保護者の力により格差が生じます。それだけ力のある保護者はよいのですが、そうでない保護者（特に年若い保護者など）が自分自身で考え行動するのは、必ず格差が生じます。</p>	<p>子ども・子育て支援法第42条第1項の規定により、市町村は、保護者から求めがあった場合などには、保護者の希望、子どもの養育の状況、保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、子どもが適切に施設・事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は施設・事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、施設・事業者に対し、子どもの利用の要請を行うものとされております。</p> <p>また、施設・事業者は、定員超過などで、利用申込みに対応することが困難な場合は、適切な施設・事業を紹介するなど適切な措置を速やかに講じなければならぬものとしております。</p> <p>なお、保育所での保育については、現行どおり、市が入所決定を行いますし、私立幼稚園、公立幼稚園についても現行どおり、園での募集の受付となります。</p>
<p>利用者負担額等の受領</p>	<p>保育料外の負担については、施設・事業を利用する子どもにかかる日用品・文房具・行事参加費・質の改善にかかる費用などは保護者負担にすべきでない。仮に、保育料以外の負担をもとめる場合でも、すべての施設・事業者は保護者に対して文書による説明と同意を義務付け、指導・監査の対象とすべきです。</p>	<p>利用者負担額の受領について、法定代理受領等の仕組みにより、施設が支払いを受ける旨の規定です。利用者負担額以外にも、次の費用を保護者から受けることができることとしており、支払いを求める際には、あらかじめ支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得るものとしております。また、この内容については運営規程において定めることとしており、利用申込みの際には、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書又は電子文書を交</p>

	<p>保育料外の負担については、保護者負担にならないようにしてください。保育料以外の負担をもとめる場合でも、保護者に対して文書による説明と同意を義務付け、指導・監査の対象としてください。</p>	<p>付して説明を行い、保護者の同意を得ることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額</li> <li>・特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の額 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 日用品、文房具等の購入に要する費用</li> <li>イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</li> <li>ウ 食事の提供に要する費用</li> <li>エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</li> <li>オ ア～エに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</li> </ul> </li> </ul>
<p>施設型給付費等の額に係る通知等</p>	<p>特定教育・保育施設の設置者は新基準により、保護者への説明や同意、施設型給付費の額の通知などさらに事務量が増すことが予想されます。現在でも幼稚園、保育園の職員の負担は重くなっている現状がありますので、施設型給付費の通知は市から行うとか、事務量の負担軽減に配慮してあげてほしいと思います。</p>	<p>新制度の給付の仕組みは、個人給付ではあるものの、法定代理受領により、施設・事業者が保護者に代わり受給するものです。したがって、個人給付額について、法定代理受領の結果を保護者に通知するよう施設・事業者に求めているもので、府省令どおりしております。</p> <p>なお、直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園は、保育料の徴収等を行う事務職員(週2日)の費用について、公定価格の基本部分に加算されております。</p>
<p>運営規程</p>	<p>コンプライアンス、法令順守を入れるべき。とりわけ保育士の勤務に関わって関係法令に違反することのないように定めるべき。</p>	<p>法令遵守は重要な事項と考えますので、どのような形で表現ができるか検討します。</p>

	<p>運営規程は重要であり、参酌すべき基準ではなく、従うべき基準に格上げして、点検すべきだと考えます。</p>	<p>今回の基準の基になる府省令は、地方自治体が設備運営基準を条例で定めるに当たっての「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準)及び「参酌すべき基準」(十分参照したうえで判断しなければならない基準)を国が示したものです。地方自治体はこれに応じつつ、それぞれの地域の実情に基づいた内容を制定することが求められています。</p> <p>したがって、本市の基準として条例を制定した時点で、「従う」「参酌」「独自」の区分は存在せず、すべての規定を遵守していただく必要があります。</p> <p>なお、運営の実際については、指導監査において、適切に実施しているか否かの確認をすることになります。</p> <p>※ このご意見の方からは、このほか、特定教育・保育施設の運営に関する基準では、「勤務体制の確保等」「定員の遵守」「掲示」「平等に取り扱う原則」「虐待等の禁止」「懲戒に係る権限の濫用禁止」「秘密保持等」「情報の提供等」「利益供与等の禁止」「苦情への対応」「地域との連携等」「事故発生の防止及び発生時の対応」「会計の区分」「記録の整備」で同様の意見をいただいておりますが、同じ内容で本市の考え方をお示しすることになりますので、ここでの表現でもって考え方をお示したものとさせていただきます。</p>
<p>勤務体制の確保等</p>	<p>特定教育・保育施設の提供に直接影響を及ぼさない業務とは具体的にどのような業務をさしますか。</p>	<p>複数の施設を持っている法人で、本部の職員が施設において事務を処理することなどが想定されます。</p>
<p>定員の遵守</p>	<p>施設及び事業者は、利用定員の遵守が義務付けられています。きちんと守られるようにしてください。</p> <p>施設及び事業者は、利用定員の遵守が義務付けられているが、年度途中で利用定員が超過した場合、定員の超過を解消する対策を提示するよう義務付けてほしい。</p> <p>小規模保育に関わる件、保育者の資格と居室面積をふまえ、定員超過に制限を設けてください。</p> <p>小規模保育に関わる件、保育者</p>	<p>府省令では、利用定員を超えて特定教育・保育(特定地域型保育)の提供を行ってはならないものとしております。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない、ともされております。</p> <p>本市においても、ただし書きのような事態は想定されますので、入所の円滑化のため、府省令どおりの表現としております。</p> <p>なお、利用定員を超えた入所であっても、職員配置基準や居室面積など設備基準は、当然に満たしたう</p>

	の資格と居室面積をふまえ、定員超過に制限を設けてほしい。	えでの取扱いとなります。
相談及び援助	重要であり、参酌すべき基準ではなく、従うべき基準にして、点検・指導を行えるようにすべきです。	<p>今回の基準の基になる府省令は、地方自治体が設備運営基準を条例で定めるに当たっての「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準)及び「参酌すべき基準」(十分参照したうえで判断しなければならない基準)を国が示したものです。地方自治体はこれに応じつつ、それぞれの地域の実情に基づいた内容を制定することが求められています。</p> <p>したがって、本市の基準として条例を制定した時点で、「従う」「参酌」「独自」の区分は存在せず、すべての規定を遵守していただく必要があります。</p> <p>なお、運営の実際については、指導監査において、適切に実施しているか否かの確認をすることになります。</p> <p>※ このご意見の方からは、このほか、特定地域型保育事業の運営に関する基準では、「緊急時の対応」「保護者に関する市への通知」「運営規程」「勤務体制の確保等」「定員の遵守」「掲示」「平等に取り扱う原則」「虐待等の禁止」「懲戒に係る権限の濫用禁止」「秘密保持等」「情報の提供等」「利益供与等の禁止」「苦情への対応」「地域との連携等」「事故発生の防止及び発生時の対応」「会計の区分」「記録の整備」で同様の意見をいただいておりますが、同じ内容で本市の考え方をお示しすることになりますので、ここでの表現でもって考え方をお示したものとさせていただきます。</p>
その他	「定員設定なしも可」の場合とは、どのようなケースが想定され、その場合の職員の配置や設備基準はどのようなになるのでしょうか。	<p>定員設定なしも可とは、認定こども園には必ず0歳～5歳児の受け入れを求めているのではなく、例えば3歳以上のみ受け入れをする認定こども園も可能です。その際は、3号定員設定なしとなるものです。</p> <p>また、幼保連携型認定こども園では、2号認定のみの定員設定が可能となっておりますので、そのときは、1号定員設定なしとなります。</p> <p>したがって、職員配置や設備基準はそれぞれ基準どおりとなります。</p>

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

対象基準	ご意見の概要	本市の考え方
食事の提供の特例	<p>家庭的保育事業に関する件，認可保育所では3歳未満児については給食の外部搬入を認めてはいません。安全衛生面・離乳食・アレルギー対応などから，自園調理は必須です。</p> <p>家庭的保育事業に関する件，認可保育所では3歳未満児については給食の外部搬入を認めてはいない。安全衛生面・アレルギー対応などから，自園調理は必須である。調理員の配置をすること。</p> <p>食事については，外部搬入も可とありますが，食事は教育・保育の一環です。アレルギーの幼児も増えている今日，園内で調理することとして，例外を認めないように。</p>	<p>府省令では，食事の提供は，その事業所内で調理する方法により行わなければならないものとしております。ただし，特例として，責任体制の確保など下記のア～オの要件を満たしたうえで，連携施設又はその事業の実施主体である法人や関連法人が運営する社会福祉施設，医療機関等に限り，食事の搬入を認めることとしております。</p> <p>なお，この場合であっても，その事業所では，調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないものとしております。</p> <p>ア 乳幼児に対する食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり，管理者が，衛生面，栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>イ 家庭的保育事業所等又はその他の施設，保健所，市等の栄養士により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>ウ 調理業務の受託者を，家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し，衛生面，栄養面等，調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>エ 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や，アレルギー，アトピー等への配慮，必要な栄養素量の給与等，利用乳幼児の食事の内容，回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>オ 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から，乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>これらのことから，食事の提供の特例を設けた場合においても，安全性は確保されるものと考えますので，本市における基準についても，府省令どおりの表</p>

		現としております。
利用乳幼児及び職員の健康診断	重要であり、参酌すべき基準ではなく、従うべき基準にすべきです。点検・指導も必要です。	<p>今回の基準の基になる府省令は、地方自治体が設備運営基準を条例で定めるに当たっての「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準)及び「参酌すべき基準」(十分参照したうえで判断しなければならない基準)を国が示したものです。地方自治体はこれに応じつつ、それぞれの地域の実情に基づいた内容を制定することが求められています。</p> <p>したがって、本市の基準として条例を制定した時点で、「従う」「参酌」「独自」の区分は存在せず、すべての規定を遵守していただく必要があります。</p> <p>なお、運営の実際については、指導監査において、適切に実施しているか否かの確認をすることになります。</p> <p>※ このご意見の方からは、このほか、「規程の整備」「帳簿の整備」「秘密保持等」「苦情への対応」、家庭的保育事業の基準のうち、「設備の基準」で同様の意見をいただいておりますが、同じ内容で本市の考え方をお示しすることになりますので、ここでの表現でもって考え方をお示したものとさせていただきます。</p>
設備の基準	<p>小規模型事業所内保育事業所の設備の基準に3階と4階以上がありますが、職員3人につき1人、1～3歳6人につき1人の対応で災害時に無事に避難させることができるでしょうか。とても心配です。幼保連携型認定こども園の基準では、園舎の階数は2階建てが原則とあります。特別の事情は認めないほうが良いのではないかと思います。</p> <p>3階、4階に保育室があって、非常時に逃げられるでしょうか。2階までが安全です。</p> <p>どの園もしっかり体を動かすことができるスペースの確保をお願いします</p>	<p>この基準は、現在、保育所の基準で求めている退避設備等の基準と同様の基準としております。本市の保育所は、2階建ての建物がほとんどですが、3階に保育室を設けている例もあります。そこでは、基準に基づき、しっかりとした安全対策を施していただいております。</p> <p>なお、本市の保育所における避難訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き(独自基準)、少なくとも毎月1回実施することとしており、地域型保育事業においても、同様の基準としております。</p> <p>どの事業であっても、それぞれ所定の面積以上の保育室や屋外の庭(屋外遊戯場)の確保を事業実施</p>

	ます。	の要件とした基準としております。
職員	家庭的保育事業等の保育者は単に数時間の研修を受けた人ではなく、保育士資格を持った人であるべきです。	府省令では、保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有する者などが従事できることとされているほか、事業の実施にあたっては、保育所保育指針に準じて、それぞれの事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないことが、事業実施の要件とされており、一定の保育の質は確保されるものと考えられることから、本市の基準にあっても同様の表現としております。 また、例えば、小規模保育B型では職員の2分の1以上が保育士としておりますが、この割合を高める取り組みをした事業所にあつては、その割合に応じ、公定価格において加算がされることとなっております。 なお、保育士と同等以上の知識と経験を有する者の定義は、各市町村で定めることになっておりますが、本市では、保育従事の経験を一定の期間持っている看護師や助産師などを想定しております。 家庭的保育者や家庭的保育補助者が受ける研修については、現在、全国で行われている家庭的保育者の研修と同様の内容になるものと考えられます。 家庭的保育では、家庭的保育者が1人で保育することができる数は3人以下ですが、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下としているところです。このときに家庭的保育補助者のみで保育をすることは認められませんので、実際の運用にあたっては、一定の職員数を持つ緊急対応が可能な事業者によって実施されることになるものと考えます。
	家庭的保育事業等の保育者はすべて保育資格者とすべき。	
	市長が行う研修とはどんなものでしょうか。保育資格がなくても研修を受ければ保育ができると、保育の質低下になります。全員有保育資格者にしてください。	
	小規模になればなるほど、一人の職員の判断力量は高いものが求められます。一人で判断しなければならないケースが増えるからです。小規模であるからこそ保育士の有資格者が保育する必要があります。これも倉敷市では厳しい基準を設けてほしいと思います。	
	園児の教育・保育をする職員は、全員保育士資格のある人をお願いします。自分から気持ちを伝えたり、不調を訴えたりできない子どもたちです。子どもたちが安心して生活できるように、しっかりそのための学習や実習をした方々に担任してもらえようお願いします。 (地域型保育についての意見)	
居宅訪問型保育事業では、障害のある子どもの保育や深夜での保育が、子ども1人に対して保育者1人でなっていますが、保育士有資格者でも単独での保育への不安があります。深夜での保育は、児童養護施設などで複数の保育士体制を確保したところで対処すべきだと思います。	省令では、居宅訪問型保育事業者に対し、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設(居宅訪問型保育連携施設)を適切に確保しなければならないものとしております。 また、子ども1人に対して保育者1人とは、保育者1	

<p>居宅訪問型保育事業では、障害のある子どもの保育や深夜での保育が、子ども 1 人に対して保育者1人でとなっているが、保育の専門性の確保、単独での保育への不安がある。深夜での保育は、児童養護施設などで複数の保育士体制を確保したところでの対応すべき。</p>	<p>人で複数の子どもを保育してはならないとの規定です。実際の運用にあっては、一定の職員数を持つ緊急対応が可能な事業者によって実施されることになるものと考えます。</p>
---	---

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

対象基準	ご意見の概要	本市の考え方
設備	<p>園舎の階数は、災害時の避難が困難であるので、2階建以下が原則であり、特例は考えられません。園舎は2階建までとし、4階以上場合、屋外傾斜路があったとしても、災害時ではとくに危険です。乳幼児の避難方法としてあり得ません。倉敷市独自の判断で追加はしないでください。</p>	<p>この規定は、厚生労働省において、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」(座長 萩原一郎 独立行政法人建築研究所 防火研究グループ長)の検討結果の取りまとめを受けて、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)が改正されたことに伴い、本市の基準も省令どおり改正するものです。</p> <p>内容は、保育室などを4階以上に設置する場合の避難用の施設や設備の設置要件の見直しについて、「同等の安全性と代替手段」を前提に検討がなされ、現在の認可保育所の設備運営基準では、保育室などを4階以上に設置する場合の避難用の施設や設備としては、「屋外避難階段」のみが認められているところを、今回の取りまとめでは、これに加え、「屋外傾斜路(スロープ)」「特別避難階段に準じて階段室前に付室等が設置された屋内避難階段」「特別避難階段」を認めることが適当とされたものです。</p> <p>安全性については、厚生労働省での検討会での結果でありますので、技術的な面では安全と判断されたものと考えており、本市の基準は省令どおり改正することとしております。</p> <p>なお、現在、関連する学会等において保育所を高層階に設置する場合の避難計画に関する指針(ガイドライン)の検討が行われており、今後、それが保育所等の現場で活用されるようにしていくことが必要とされております。</p>
	<p>園舎の階数は、災害時の避難が困難であるので、2階建以下が原則であり、特例は考えられない。園舎は2階建までとし、4階以上場合、屋外傾斜路があったとしても、災害時ではとくに危険であり、乳幼児の避難方法としてあり得ない。倉敷市独自の判断で追加はしないこと。</p>	

4つの基準への意見以外の意見として、20件をいただいておりますが、今回のパブリックコメントの趣旨に合致しないため、実施結果には反映しておりません。このご意見については、業務を行ううえでの参考とさせていただきます。

# 子ども・子育て支援新制度に関する基準 について（骨子案）

倉敷市子ども未来部

## 目 次

第1章 子ども・子育て支援新制度	1
I 子育てをめぐる現状と課題	
II 新制度の趣旨と主なポイント	
III 新制度の仕組み	
第2章 対象となる基準	12
I 種類と内容	
II 基準の条例委任	
III 本市の考え方	
第3章 基準骨子案	
I 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準	16
II 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準	25
III 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	43
家庭的保育事業（利用定員5人以下）	
小規模保育事業	
小規模保育事業A型（利用定員6人以上19人以下）	
小規模保育事業B型（利用定員6人以上19人以下）	
小規模保育事業C型（利用定員6人以上10人以下）	
居宅訪問型保育事業（利用定員1人）	
事業所内保育事業	
保育所型事業所内保育事業所（利用定員20人以上）	
小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）	
IV 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正	69

# 第1章 子ども・子育て支援新制度

## I 子育てをめぐる現状と課題

我が国の出生数は、第2次ベビーブーム以降、ほぼ毎年減少しています。合計特殊出生率は、戦後のベビーブームのときは4.32でしたが、それ以降低下傾向にあり、平成元年には昭和41年のひのえうまの年の1.58を下回る水準まで下がりました。

そのため、国では、少子化対策を進めておりましたが、第2次ベビーブーム世代が子どもを産み育てる時期が到来したにも関わらず、第3次ベビーブームは起こらず、平成17年には1.26まで減少し、平成23年も1.39となっはいるものの、少子化の流れを食い止めるまでには至っておらず、少子化は急速に進行しています。

厚生労働省の調査では、この低下原因は、平成の改元の時期を機に変化しており、平成以前は、晩婚や未婚といった結婚行動の変化による影響が9割を占めていたものが、平成以後は、その影響は6割に留まっており、代わって、夫婦の出生行動（子どもの数）の変化による影響が4割近くまで上昇しています。この背景には、核家族の増加により、家庭で子どもの面倒を見る際に祖父母の支援が得られにくい、また求めない、それに関連して、かつては祖父母や近隣から得られていた子育ての知恵が得にくいことから生まれる、子育ての孤立感や負担感の増加、また、晩婚化の要因として、結婚や家族に対する意識の変化や若年層の失業や非正規雇用という社会的自立を難しくしている社会状況も大きな問題であり、結果、子どもの数を抑制するという傾向が出現しているものと考えられます。

しかしながら、厚生労働省の別の調査では、独身男女の約9割が結婚する意志を持っていて、希望する子どもの数も2人以上という結果もあります。すなわち、子どもも2人以上欲しいという理想の家庭のあり方と、実際の子どもの数に相当のギャップがあり、それが深刻な少子化として現れているわけです。望むべき結婚・出産・子育ての現状になっていないという不安、また、子育ての孤立感と負担感の増加といった、理想とギャップの間に横たわっている課題を解消する必要があります。

もうひとつには、女性の社会進出のひとつの側面として、仕事と子育ての両立を目指す母親が増加しており、そのことが、また待機児童の増加に大きく影響を与えているものと考えます。

それらの解決策として、「子ども・子育て支援新制度」が、消費税の10%への引き上げが前提ではあるものの、平成27年4月施行予定で実施されることとなっております。

## II 新制度の趣旨と主なポイント

この子ども・子育て支援新制度の目指すものとして、次の3つの柱があります。

- 1 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」
- 2 「保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善」
- 3 「地域の子ども・子育て支援の充実」

### 1 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

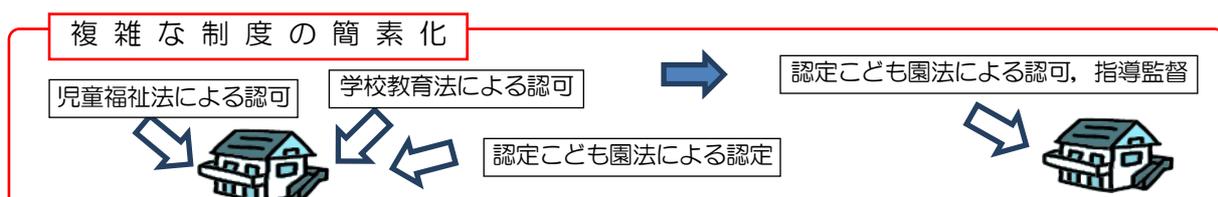
いわゆる専業主婦家庭の子どもは幼稚園，保護者が就労している家庭の子どもは保育園と，親の就労状況によって通う施設が異なることについては，長年にわたり一体化できないかと国でも問題意識を持っておりました。この問題を解決するため，学校教育と保育を一体的に提供する仕組みとして平成18年度から「認定こども園制度」がスタートしました。

この認定こども園は，当初，平成24年度までに全国で2千か所の設置を目指したこの制度ですが，平成25年4月現在で1099か所に止まっています。これは，現行の幼保連携型認定こども園の仕組みが，幼稚園・保育園それぞれの認可を別の法律に基づき受けなければならないこと，また財政的にも幼稚園部分は私学助成，保育園部分は保育園運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないなど，その手続きの煩雑さや，財政支援が十分でないことなどの問題が原因と言われております。

しかし，片方では，認定こども園を利用する保護者からは，親の就労状況が変わっても保育園から幼稚園，幼稚園から保育園と施設を移る必要がないこと，また多くの園では，幼児教育，保育のどちらを利用する子どももいわゆるコアタイムでは同じ教室で一緒にカリキュラムをこなすなど分け隔てなく学校教育・保育を受けることができる点で高い評価を受けているとのことで，現在の認定こども園の問題はもっぱら施設の設置や運営にかかる手続きの煩雑さにあると考えられております。

新制度においては，認定こども園のこうした問題を解決するための措置が講じられており，幼稚園，保育園のそれぞれの認可を受けなければならなかった点を改め，幼保連携型認定こども園としてひとつの認可を受けるだけでよくなり，これに伴い指導監督も一本化されております。また，財政措置についても新たに設けられる「施設型給付」により一本化されますので，幼保連携型認定こども園の運営にかかる負担がかなり軽減されております。このことにより，国としては既存の幼稚園及び保育園からの移行は義務付けないものの政策的に促進するとしております。

認定こども園のその他の類型については，基本的な仕組みは変わらないものの財政支援が施設型給付に一本化され，その内容も充実するとのことです。





## 2 「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」

認可保育園に入れないいわゆる「待機児童」は、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡などの大都市部を中心に多く存在しております。この待機児童の解消は、共稼ぎ家庭の増大に伴い、全国的な課題となっております。

本市での待機児童対策では、保育園の増築や保育園分園の整備をはじめ、平成21年度から合計4園の保育園の新設を行ってきたほか、一時保育や特定保育などにも取り組んでいるものの、平成26年4月1日現在での待機児童は28人となっております。

このため、本市では、本年度新たに3園の保育園の開設や公立幼稚園・公立保育園の適正配置計画により、認定こども園への移行や公立幼稚園の多機能化などに取り組むことでその解消に努めることとしております。

また、新制度では、「保育に関する認可制度の改善」「市町村における計画的な施設整備」「地域型保育給付の創設」の手段を地域の实情に応じて組み合わせることで、待機児童の解消を図る、ともしております。

「保育に関する認可制度の改善」は、市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定め、給付の対象とすることを確認することとされました。その施設・事業に対しては、適正な給付の維持のため、指導監督も実施することとされております。

「市町村における計画的な施設整備」は、保育ニーズが、これまで潜在的な需要も含めて正確な把握は困難であり、そのことが待機児童を生む要素とも言われていたものを、新制度では、保育の需要も含め、子ども・子育て支援の施策の提供については、まずは、市町村で子ども・子育て家庭へのニーズ調査を行い、その調査結果を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画に、5年間の計画期間における「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の内容」「実施時期」を区域ごとに記載し、計画的な整備を図ることとしております。

「地域型保育給付の創設」は、認定こども園、幼稚園、保育園といった施設以外にも、新制度では、「主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する」事業所内保育をはじめ、一定の要件を満たした地域型保育も給付対象として挙げております。



### 3 「地域の子ども・子育て支援の充実」

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」は、専ら幼稚園、保育園に日常的に通う子どもを対象としたものですが、「地域の子ども・子育て支援の充実」はそうした子どもだけでなく、主に在宅家庭における子育て支援の充実を図るものです。

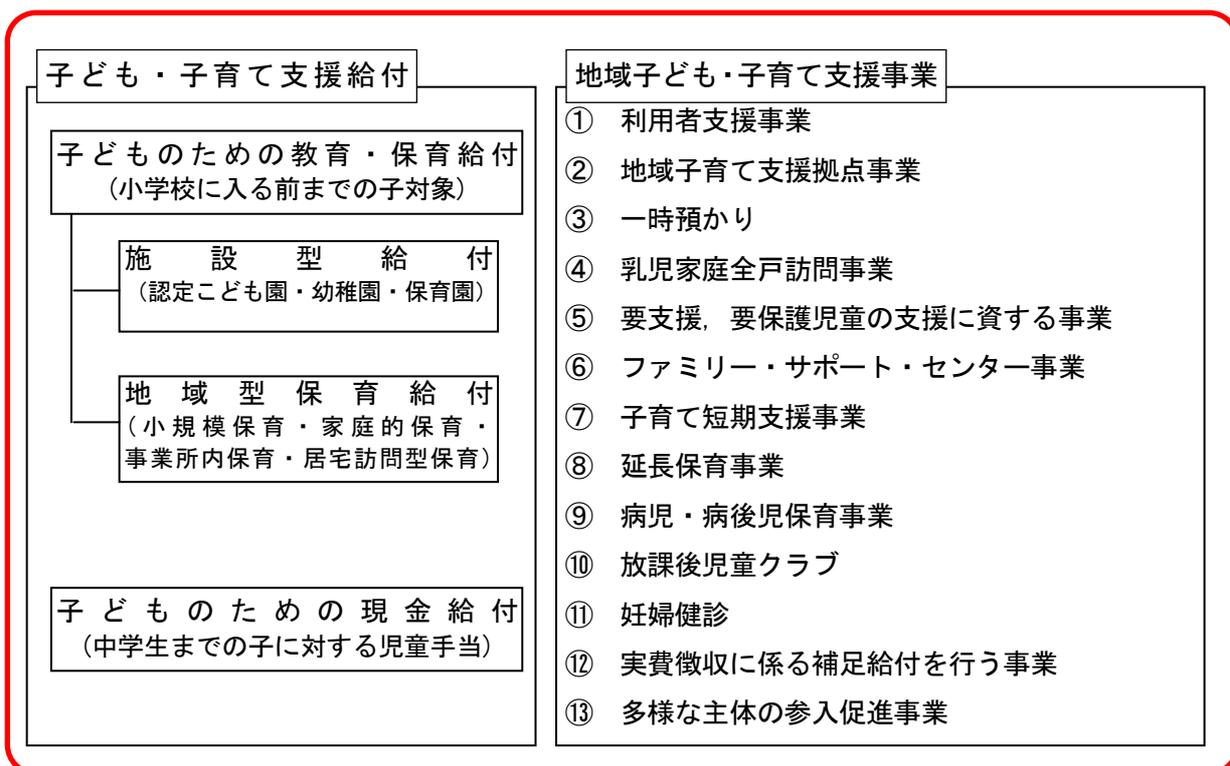
近年の核家族化，地域や近隣のつながりの希薄化により，家庭や地域の子育て力が大きく低下していると言われております。そのような状況では，親にかかる子育ての負担が大きく，育児ノイローゼや，児童虐待等の問題に発展する可能性が危惧されておりました。このため，すでに実施している事業をさらに発展・拡充していくことで，地域の子ども・子育て支援を積極的に進めていくこととしております。

## Ⅲ 新制度の仕組み

### 1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

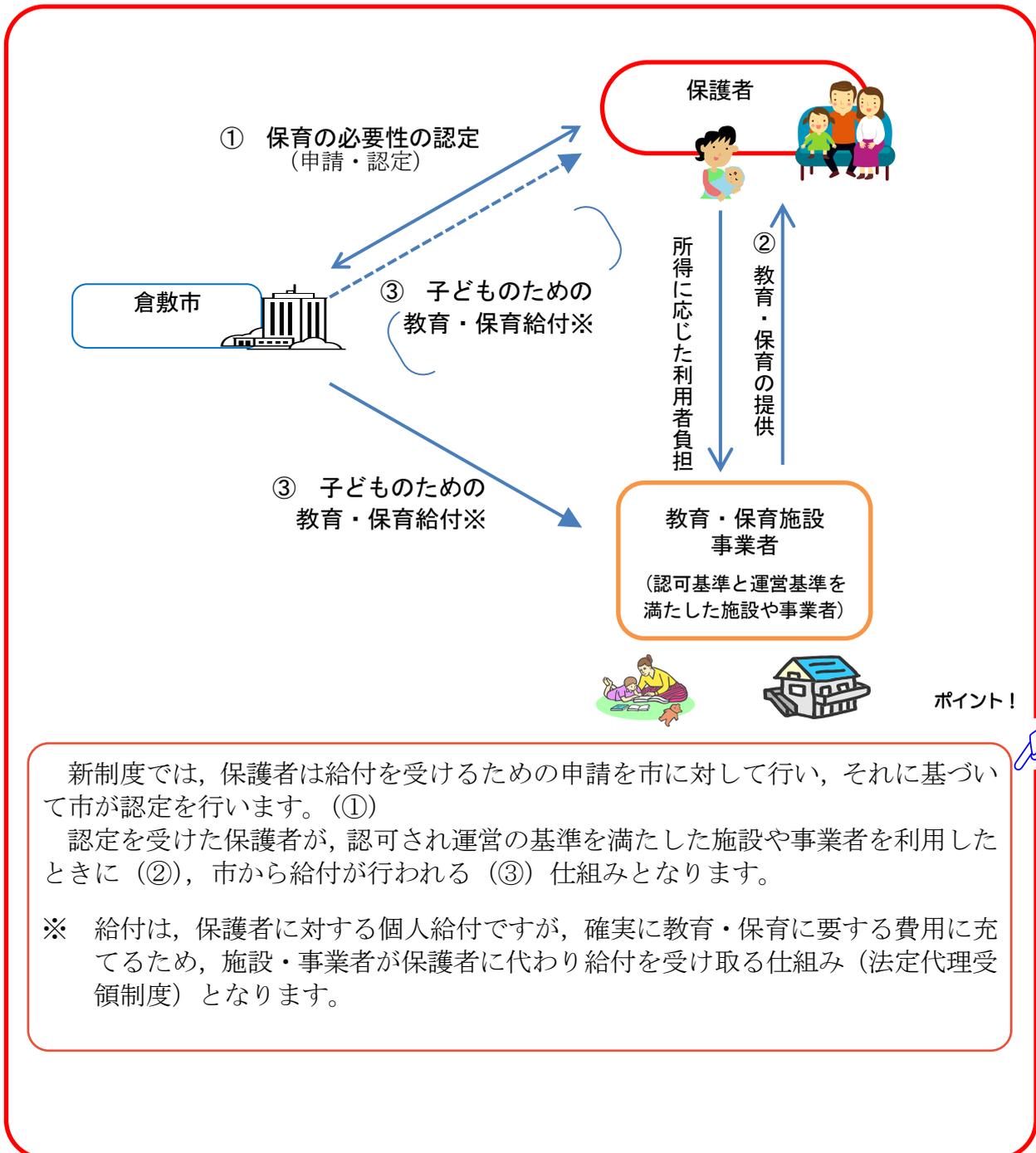
新制度では，子ども・子育て支援の給付として，現行の児童手当の給付に加え，子どものための教育・保育給付（法定代理受領として施設に支払われます）として，施設型給付や地域型保育給付が創設されました。

また，地域子ども・子育て支援事業も拡充されました。



## 2 新制度での幼稚園や保育園などの教育・保育等の利用イメージ

新制度での幼稚園や保育園，認定こども園などの教育・保育サービスの利用イメージは次のとおりです。



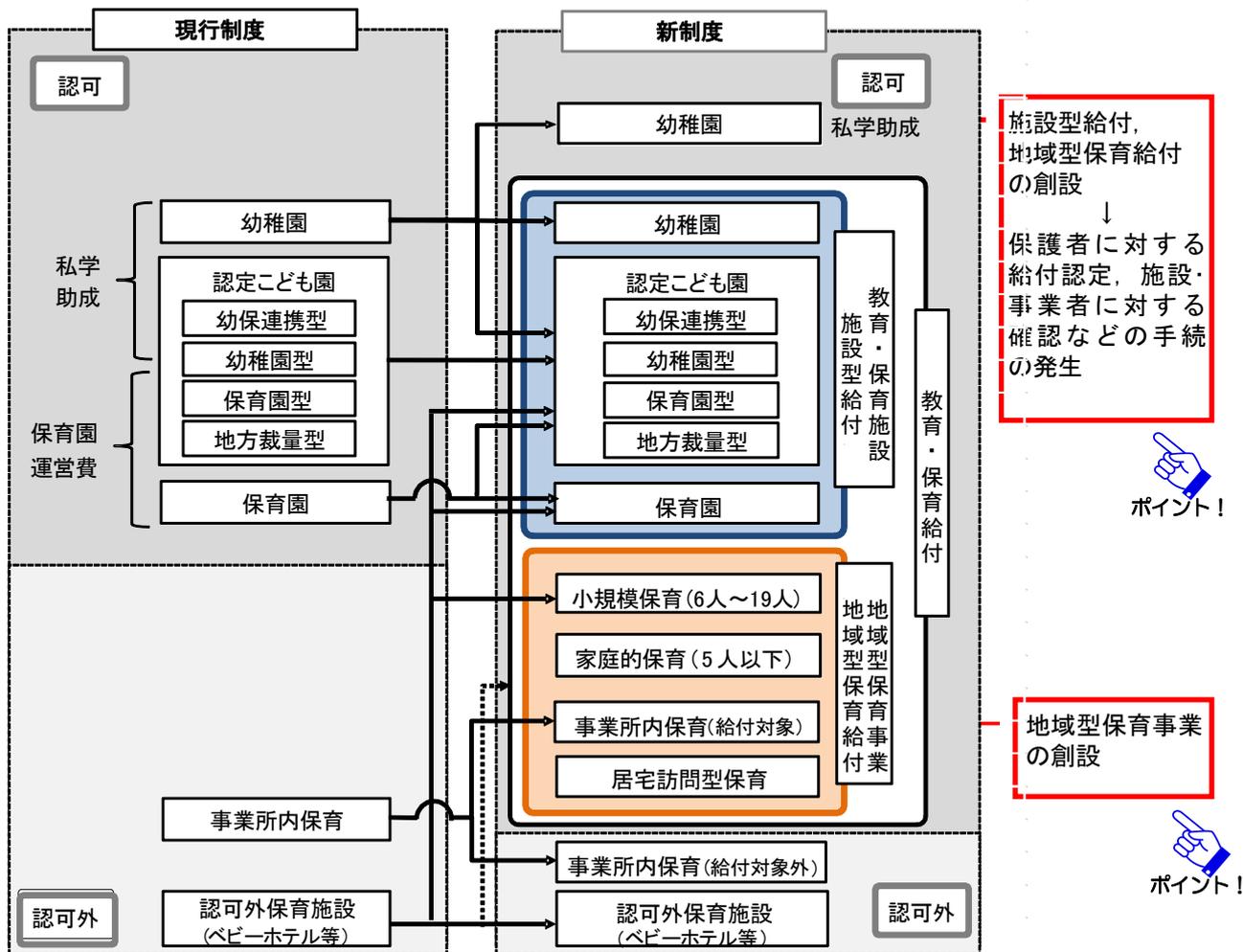
新制度では，保護者は給付を受けるための申請を市に対して行い，それに基づいて市が認定を行います。(①)

認定を受けた保護者が，認可され運営の基準を満たした施設や事業者を利用したときに (②)，市から給付が行われる (③) 仕組みとなります。

※ 給付は，保護者に対する個人給付ですが，確実に教育・保育に要する費用に充てるため，施設・事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み (法定代理受領制度) となります。

### 3 現在の制度と新制度での教育・保育施設や事業の比較

現在の制度と新制度での教育・保育施設や事業については、おおむね次のとおりですが、私立幼稚園や事業所内保育などは、新制度に移行しない場合があります。



**教育・保育施設（3～5歳児対象）**

**幼稚園**  
 満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行う。時間は、概ね8:30～14:00前後。時間を延長して預かり保育を行う園もある。

**教育・保育施設（主に0～5歳児対象）※個々の園により、受入年齢は異なることがあります。**

**認定こども園（倉敷市は公私とも未設置）**  
 保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行う。（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）地域の子育て支援も行う。

**保育園（定員20人以上）**  
 保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。

**地域型保育事業（主に0～2歳児対象）**

**小規模保育（定員6人～19人）**  
 保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。

**家庭的保育（定員5人以下）**  
 保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。

**事業所内保育**  
 病院や企業が、主に従業員の子を預かるために運営。（新制度の給付対象になるためには地域の子の保育も必要）

**居宅訪問型保育（定員1人）**  
 主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応

#### 4 新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法などによる「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

「認可」：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。

「確認」：運営の基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格かどうか。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	岡山県又は倉敷市 ※2	倉敷市
	幼稚園		
	保育園		
地域型保育事業	小規模保育	倉敷市	「認可に関する基準」と「確認に関する基準」を倉敷市が条例で定める必要があります。
	家庭的保育		
	事業所内保育 ※1		
	居宅訪問型保育		



※1 事業所内保育が地域型保育給付の対象となるためには、従業員のほか、地域における保育を必要とする子にも保育を提供することが必要です。

※2 一部施設（保育園及び認定こども園のうち幼保連携型認定こども園）については、中核市事務として、市が認可権限を持ちます。

「認可」と「確認」を受け、「特定教育・保育施設設置者」・「特定地域型保育事業者」になると…

○施設型給付や地域型保育給付の対象となる一方で、次のような責務が課されます。

- ▶ 定員を超える利用申込みがあった場合の公正な方法による選考
- ▶ 正当な理由がなければ利用申込みを拒んではならない
- ▶ 子どもに対する適切な教育・保育の提供

○業務管理体制の整備や、教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められます。

- ▶ 業務管理体制の整備  
法令遵守責任者の選任や、規模に応じて法令遵守規程の制定が求められます。
- ▶ 教育・保育に関する情報の報告及び公表

教育・保育理念などの運営方針や教育・保育内容の報告や公表が求められます。

○対象施設・事業としての地位を辞退する場合は、事前の届出、3か月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整が必要になります。

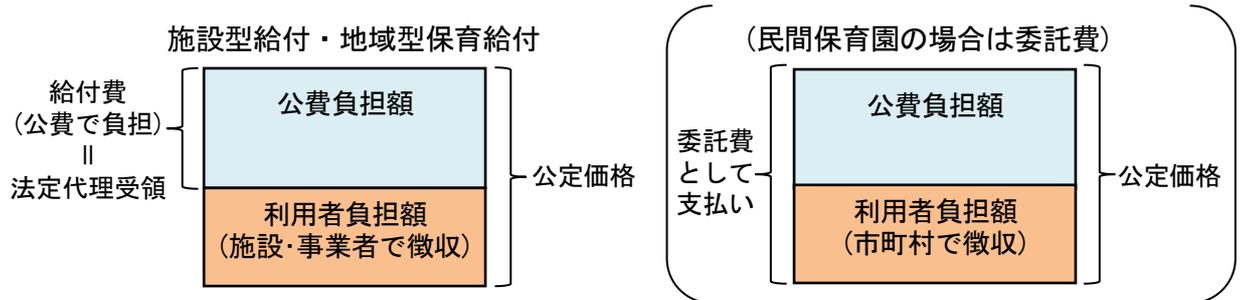
(施設・事業自体から撤退するには、設置認可の権限を持つ者の認可等が必要)

○運営基準の遵守のため、確認権者である倉敷市による指導監督を受けることになります。(立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等)

## 5 「施設型給付」と「地域型保育給付」の仕組み

施設型給付・地域型保育給付は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額(利用者負担額)」を引いた額となります。

$$\text{「給付費」} = \text{「国が定める公定価格」} - \text{「市町村が定める利用者負担額」}$$



## 6 新制度での幼稚園や保育園などの教育・保育施設及び事業の利用方法

### 1. 支給認定(保育の必要性の認定)を受ける。

「保育が必要かどうか(1号・2号・3号)」や、「保育が必要な場合の保育の必要量(1日につき11時間程度の利用か、8時間程度の利用か)」等の認定を受け、認定証の交付を受けます。

### 2. 施設や事業を選択する。

保護者は、認定された保育の必要性の有無や必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育などの中から、ニーズに合った施設や事業を選択します。

### 3. 利用の申込みをする。

保育を必要としない場合：幼稚園や認定こども園に申し込みを行います。

保育を必要とする場合：原則、市町村に申し込みを行います。

### 4. 市町村による利用調整

保護者から利用申込みを受けた市町村は、利用調整や、必要に応じたあつせん、施設に対する利用要請などを行います。

※ 支給認定の有無にかかわらず、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の利用は可能です。

## 7 給付と認定の関係

		小学校就学前までの子					
		満3歳以上			満3歳未満		
		保育不要(1号認定)	保育必要(2号認定)		保育 不要	保育必要(3号認定)	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
特定教育・ 保育施設	認定こども園	施設型給付	施設型給付		認定 対象外	施設型給付	
	幼稚園	施設型給付	特例施設型給付※①				
	保育園	特例施設型給付※②	施設型給付			施設型給付	
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 事業所内保育 居宅訪問型保育	特例地域型保育給付 ※	特例地域型保育給付※③		認定 対象外	地域型保育給付	
特例保育 (離島・へき地の想定。倉敷 市では該当ないと思われる)		特例地域型保育給付	特例地域型保育給付			特例地域型保育給付	

- ※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に係る特例給付(斜線部分)については、地域に認定区分に対応する施設がないなど、市町村が必要と認める場合に対応  
例) ・満3歳以上の保育認定を受けた子ども(2号認定)が、保育園・認定こども園等の利用を希望したが、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するケース(①)  
・保育認定を受けて保育園を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったケース(②)  
・特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども(満3歳未満)が、年度の途中で満3歳を迎えたが、保護者の希望により引き続き特定地域型保育事業を利用するケース(③)

## 8 新制度での利用者負担

新制度における利用者負担については、所得に応じた負担(応能負担)を基本とした共通の仕組みになり、その額は、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定します。

### 利用者負担のイメージ】

所得階層	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
教育標準時間と保育標準時間の利用者負担は、現行の利用者負担の水準を基本に設定、保育短時間は、教育標準時間や保育標準時間の利用者負担の一定割合に設定する方向で検討されています。 詳しい内容は、公定価格の議論と合わせて検討されており、国が定める水準の案は、近々国から示される予定です。					

## 9 まとめ

### ○施設や事業の運営に係る財政支援について

今までは…

施設・事業によって異なる  
 幼稚園：私学助成(文科省)  
 保育園：委託費・運営費補助(厚労省)  
 認定こども園：  
 幼稚園部分：私学助成(文科省)  
 保育園部分：委託費・運営費補助(厚労省)等  
 事業所内保育：雇用保険事業による助成

新制度では…

財政支援の一本化，給付の創設  
 施設型給付(幼稚園・保育園・認定こども園)  
 地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)  
 給付の所管：内閣府  
 ※「給付費」(民間保育園は委託費)  
 =「国が定める公定価格」から  
 「市町村が定める利用者負担額」を引いた額

### ○施設や事業の「認可」について

今までは…

幼保連携型認定こども園は複雑な認可，認定  
 「学校教育法による認可」  
 +「児童福祉法による認可」  
 +「認定こども園法による認定」が必要  
 事業所内保育等小規模保育は，認可外

新制度では…

幼保連携型認定こども園の認可の簡略化  
 認定こども園法による認可  
 市町村認可事業としての地域型保育事業の創設  
 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の創設  
 透明性の高い認可の仕組み  
 客観的認可基準に適合し，必要条件を満たせば，欠格事項への該当や供給過剰でない限り，認可

### ○施設や事業の「確認」について

今までは…

制度なし

新制度では…

確認制度の創設  
 「施設認可・事業認可」を前提に，給付対象として適格か，施設・事業者を市町村が「確認」

### ○保育の認定について

今までは…

施設・事業によって異なる  
 幼稚園  
 認定なし  
 保育園・認定こども園(保育園部分)  
 保育に欠ける認定(入所判定と同時)

新制度では…

入所手続から独立した保育認定の手続の創設  
 保護者は，「保育認定(保育は必要か，保育は1日11時間程度か8時間程度か等)」を受け，認定証の交付を受ける。  
 (認定は，市町村が客観的基準に基づき行う。)

### ○施設や事業の利用方法について

今までは…

施設・事業に応じた手続  
 幼稚園：施設に申込み  
 保育園：市に申込み，市が選考  
 認定こども園：施設に申込み，施設が選考  
 事業所内保育：施設に申込み

新制度では…

保育の必要度に応じた手続  
 保育の必要のない子(1号認定)  
 幼稚園や認定こども園へ申込み  
 保育の必要な子(2号・3号認定)  
 市町村へ申込み。市町村が利用調整  
 ※事業所内保育の従業員枠は市町村の利用調整対象外

○利用者負担について

今までは…

施設・事業によって異なる

- 幼稚園：施設が定める保育料  
(所得等に応じた保護者補助金)
- 保育園：保護者の所得等に応じた保育料
- 認定こども園：幼稚園部分は幼稚園と同じ  
保育部分は保育園と同じ
- 事業所内保育：施設が定める保育料

新制度では…

応能負担を基本とした共通の仕組み

- 所得に応じた負担（応能負担）を基本とした共通の仕組み。
- その額は、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定する。

※ 新制度に移行しない私立幼稚園，事業所内保育などについては，従来と同じ取扱いになります。

## 第2章 対象となる基準

### I 基準の種類と内容

本市で定める必要がある基準のうち、今回、パブリックコメントを募集する骨子案は次のとおりです。

なお、新制度に関する基準では、このほか「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を定める必要がありますが、この基準に関するパブリックコメントは別に募集することとしております。

基準名	基準の内容
幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準	新たな幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員配置，設備及び運営について，基準を定めるものです。（資料は16ページ～24ページ）
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	保育園や幼稚園などの施設や地域型保育事業を行う事業者が，給付金を受ける対象として適切な運営を行っているか確認するための基準を定めるものです。（資料は25ページ～42ページ）
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	20人未満の小規模な保育や居宅訪問型保育などの「地域型保育事業」に関する認可基準を定めるものです。（資料は43ページ～68ページ）
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正	関連する基準との整合性を図るため，現行の基準の一部を改正するものです。（資料は69ページ・70ページ）

## II 基準の条例委任

---

子ども・子育て支援新制度においては、施設や事業の設備及び運営に関する基準については、国の定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で定めることになりました。

条例を定めるにあたっては、府省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）と府省令で定める基準を参酌して定めるもの（参酌すべき基準）が規定されています。

### 【分類】

従うべき基準	<p><b>【定義】</b> 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、その基準に従う範囲内で、本市の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。 ※「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、その基準に従う範囲内で、本市の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。</p>
参酌すべき基準	<p><b>【定義】</b> 条例の制定に当たって、十分参酌したうえで判断しなければならないもの。 ※十分参酌した結果としてであれば、本市の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。</p>

### Ⅲ 本市の考え方

---

府省令は、地方自治体が設備運営基準を条例で定めるに当たっての「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準）、及び「参酌すべき基準」（十分参照したうえで判断しなければならない基準）を示したものです。地方自治体はこれに応じつつ、それぞれの地域の実情に基づいた内容を制定することが求められています。

#### 1 従うべき基準

①人員配置基準、②居室面積等設備基準（一部の地域型保育事業を除きます）、③人権に直結する運営基準等が規定されています。これらの基準は、府省令と異なる内容を定めることが、サービスの質に深刻な悪影響が生じかねないことから、全国一律の内容が維持されております。そのため、これを下回る基準を定めることはできません。

しかしながら、府省令の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されています。本市では、①府省令に規定され、②現行の設備運営基準の整合性を担保し、③新制度で示された財源措置の範囲内で実施できるものであるかどうか、④条例という法形式に馴染むものかどうか、という観点から、府省令を上回る基準を制定することが必要かつ適切であるかについて検討を行いました。

その結果、現行の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、本市では、保育園において求められる保育が複雑化・高度化している現状を踏まえ、医師、大学教授、臨床心理士などの専門的知識を保有する者から助言を得るなど連携を図ることを保育の実施の要件として独自基準を追加していることから、幼保連携型認定こども園の基準においてもその基準を適用することとしました。

それ以外の内容については、府省令と異なる内容を規定する必要があるほどの地域の実情も認められないことから、原則として、府省令どおりとすることとしました。

#### 2 参酌すべき基準

上記以外の設備及び運営に関する事項を規定しています。「参酌すべき基準」に係る運営基準の制定では、府省令を十分に参照したうえで判断しなければならないこととされております。

本市では、子どもの育成に関する基本的な事柄を定めることにより、本市で育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とした子ども条例を平成24年4月1日から施行しており、この条例の理念を施設の運営に反映させることを、全体を通して基準の中に盛り込みました。

非常災害対策では、避難訓練や消火訓練の実施にあたり、地震、火災、風水害、侵入者対策など具体的な災害を想定したうえで行うこととしました。

食事の提供を行う施設・事業においては、地産地消に努めるとともに、子どもの

健全な育成のために食育を推進し、保護者に対して食に関する情報を発信していくこととしました。

その他の府省令に規定されている事項は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するためのものであるため、これを下回る基準を定めることについての特段の合理性はありません。また、府省令と異なる基準を規定する必要があるほどの地域の実情も認められないことから、府省令どおりの基準とすることとしました。

## 第3章 基準骨子案

### I 幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準骨子案は次のとおりです。

#### 【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	学級編制，職員配置，設備，教育週数，教育時間，食事の提供，差別的取扱いの禁止，虐待等の禁止，懲戒権限の濫用禁止，秘密保持の義務
参酌すべき基準	上記以外の事項

従うべき基準は(従)，参酌すべき基準は(参)，独自に追加した基準は(独自)と表記します。

なお，本市独自の基準を次のとおり追加しています。

- ・本市では，子どもの育成に関する基本的な事柄を定めることにより，本市で育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とした「倉敷市子ども条例」を平成24年4月から施行しており，子ども条例の理念を施設の運営に反映することと，子ども条例への理解を職員の要件に盛り込みました。
- ・非常災害対策では，避難訓練や消火訓練の実施にあたり，地震，火災，風水害，侵入者対策など具体的な災害を想定したうえで行うこととしました。
- ・食事の提供にあたっては，地産池消に努めるとともに，子どもの健全な育成のために食育を推進し，保護者に対して食に関する情報を発信していくこととしました。
- ・保育の実施にあたっては，保育園に準じ，医師，大学教授，臨床心理士など専門的知識を有する者から助言を得るなど必要な連携を図ることとしました。

### 基準骨子案の概要

#### (1) 趣旨

- 市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という）を定めるものとします。
- 設備運営基準は，幼保連携型認定こども園の園児が，明るくて，衛生的な環境において，素養があり，かつ，適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により，心身ともに健やかに育成されることを保障するものとします。

## **(2) 設備運営基準の向上**

- 市長は、倉敷市子ども・子育て支援審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園の設置者に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとします。
- 幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないものとします。
- 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園の設置者は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとします。

## **(3) 学級編制**

- 満3歳以上の園児については教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制します。(従)
- 1学級の園児数は35人以下を原則とし、学級は、同年齢の園児による編制を原則とします。(従)

## **(4) 職員の数等**

- 満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間を含め、保育園と同様に職員配置基準を設定します。
- 学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上必置とします。(専任の副園長・教頭が兼任可、専任の助保育教諭及び講師が限定的に代替可)(従)
- 教育・保育の直接従事職員の職員配置は次のとおりとします。(従)
  - 【満4歳以上の園児                      おおむね30人につき1人】
  - 【満3歳以上満4歳未満の園児      おおむね20人につき1人】
  - 【満1歳以上満3歳未満の園児      おおむね 6人につき1人】
  - 【満1歳未満の園児                      おおむね 3人につき1人】
- 【職員の数は常時2人以上とする】
- 調理員を必置とします。(調理業務の全部を委託する場合は不要)(従)
- 副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、事務職員を置くよう努めるものとします。(従)

## **(5) 園舎及び園庭**

- 園舎・園庭は必置とします。(従)
- 園舎の階数は、2階建以下が原則とします。(特別の事情により3階建以上可)(従)
- 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設置するものとします。(園舎が耐火建築物で、保育園の基準で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備えるなどの一定の基準を満たす場合は、2階・3階以上(満3歳未満の園児に係るものに限る)も可)(従)
- 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地(公道をはさむ程度)に設置を原則とします。(従)
- 園舎の面積は次のア及びイの面積を合算したものの以上とします。(従)

ア 1学級するとき：180㎡，2学級するとき：320㎡，3学級以上するとき：2学級の面積に1学級につき100㎡増

※ 幼稚園の基準を適用（満3歳未満の園児に係る保育の用に供する部分を除く）

イ 満3歳未満の園児に係る保育の用に供する部分として、

(1) 乳児室 1.65㎡に満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3㎡に満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98㎡に満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

※ 保育園の基準を適用（満3歳未満の園児に係る保育の用に供する部分に限る）

○園庭面積は、満3歳以上の園児に係る幼稚園の基準と保育園の基準のいずれか大きい方の面積と満2歳の園児に係る保育園の基準による面積を合算した面積以上とします。(従)

園庭の面積は、次のア及びイの面積を合計した面積以上

ア 満3歳以上の園児に係る幼稚園の基準による面積(a)と保育園の基準による面積(b)のいずれか大きい方の面積

(a) = 【1学級：330㎡，2学級：360㎡，3学級：400㎡，4学級以上：1学級につき80㎡増】

(b) = 【満3歳以上の園児1人につき，3.3㎡以上】

イ 満2歳以上満3歳未満の園児について、保育園の基準による面積

【園児1人につき，3.3㎡以上】

## (6) 園舎に備えるべき設備

○職員室，保健室，調理室等を必置とし、(特別の事情により職員室と保健室との兼用可) 満2歳以上の園児を受け入れる場合は、保育室，遊戯室をそれぞれ必置(特別な事情により保育室と遊戯室の兼用可)，満2歳未満の園児を受け入れる場合は、乳児室又はほふく室を必置とします。(従)

○満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下らないこととします。(従)

○自園調理による食事の提供の場合は、調理室の設置を原則とします。(食事の提供をすべき子どもの数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても、調理設備を備えていれば調理室を備えなくても可)(従)

○食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるときは、調理室を備えないことができるものとします。(従)

○外部搬入による食事の提供の場合は、調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えること。(従)

○飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならないものとします。(従)

○各居室（乳児室，ほふく室，保育室，遊戯室）の面積は，保育園の基準を満たすこととします。（従）

【乳児室：1人につき1.65㎡以上】

【ほふく室：1人につき3.3㎡以上】

【保育室又は遊戯室：1人につき1.98㎡以上】

○放送聴取設備，映写設備，水遊び場，園児清浄用設備，図書室，会議室を備えるように努めるものとします。（参）

### **（7）園具及び教具**

○学級数及び園児数に応じ，教育上及び保育上，保健衛生並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならないものとします。（参）

○園具及び教具は，常に改善し，補充しなければならないものとします。（参）

### **（8）教育及び保育を行う期間及び時間**

○毎学年の教育週数は39週以上とします。（特別な事情がある場合を除く）（従）

○満3歳以上の園児の1日の教育時間は4時間を標準とします。（従）

○保育を必要とする満3歳未満の園児の1日の保育時間は8時間とします。（参）

○保育を必要とする満3歳以上の園児の1日の保育時間（教育時間を含む）は8時間を標準とします。（参）

○保育を必要とする園児の1日の保育時間は，その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して，園長が定めるものとします。（参）

### **（9）子育て支援**

○保護者への子育ての支援は，保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に，子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを前提に行うこととします。職員の専門性を十分に活用し，その地域において実施することが必要と認められるものを，保護者の要請に応じて，適切に提供し得る体制の下で行うこととします。その際，地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとします。（参）

### **（10）掲示**

○その施設が幼保連携型認定こども園であることを，建物又は敷地の見やすい場所に，掲示しなければならないものとします。（参）

**以下の項目は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用し，幼保連携型認定こども園に適用するものです。**

### **（11）幼保連携型認定こども園の一般原則**

○幼保連携型認定こども園の設置者は，利用者の人権に十分配慮するとともに，一人一人の人格を尊重するとともに，倉敷市子ども条例の理念を踏まえ，その運営を行わなければならないものとします。（参）（独自）

○幼保連携型認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、園の運営の内容を適切に説明するよう努めるとともに、その運営内容について、自ら又は外部の第三者による評価を行い、結果を公表するよう努めなければならないものとします。(参)

○幼保連携型認定こども園には、法で定める施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないものとします。(参)

### **(12) 職員の知識及び技能の向上等**

○幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、施設の目的を達成するために、子ども条例の理念を十分に理解するとともに、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとします。(参)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないものとします。(参)

### **(13) 園児を平等に取り扱う原則**

○幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならないものとします。(従)

### **(14) 虐待等の禁止**

○幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。(従)

### **(15) 懲戒に係る権限の濫用禁止**

○園長は、児童福祉法第47条第2項の規定により、懲戒に関しその園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならないものとします。(従)

### **(16) 食事**

○幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、その園内で調理する方法（その園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む）で行わなければならないものとします。（保育所基準による特例要件を満たす場合は満3歳以上の園児に対する食事の提供は外部搬入も可（設備要件は不要））(従)

○食事の提供をするときは、その献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなくてはならないものとします。また、食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないものとします。(参)

○調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないものとします。

○幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成（食育）に努めなければならないものとします。(参)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、食事の提供に当たっては、地産地消に努めるものとします。(独自)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、園児への食育を推進するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するものとします。(独自)

### (17) 秘密保持等

○幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないものとします。(従)

### (18) 苦情への対応等

○幼保連携型認定こども園の設置者は、提供した特定教育・保育並びに子育て支援に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならないものとします。(参)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、提供した特定教育・保育並びに子育て支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言を尊重し、必要な改善を行うよう努めなければならないものとします。(参)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するよう努めなければならないものとします。(参)

### (19) 設備

○乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクに掲げる要件に該当するものであることとします。(従)

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第102条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。

1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

## **(20) 専門的知識を有する者との連携**

○園長は、運営に当たっては、医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、看護師、栄養士、大学教授等の専門的知識を有する者から、積極的に助言を得る等必要な連携を図らなければならないものとします。(独自)

## **(21) 保護者への対応**

○園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等について、保護者の理解と協力を得るよう努めなければならないものとします。(参)

## **(22) 他の学校、社会福祉法人等の設備を兼ねるときの設備の基準及び他の学校又は社会福祉法人の職員を兼ねるときの職員の基準**

○幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、必要に応じその園の設備及び職員の一部を、設備については、他の学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができ、職員については、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができるものとします。ただし、設備については、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所、職員については、園児の保育に直接従事する職員は兼ねることができません。(参)

## **(23) 非常災害対策**

○幼保連携型認定こども園の設置者は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けなければならないものとします。(独自)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、園児の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じたその非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならないものとします。(独自)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、計画に従い、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならないものとします。(独自)

○訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き、少なくとも毎月1回実施しなければならないものとします。(独自)

○幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害時における園児の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、関係自治体、地域住民、他の学校、社会福祉施設等と相互

に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとします。(独自)

**次の1項目は学校教育法施行規則を準用し、幼保連携型認定こども園に適用するものです。**

#### **(24) 教育課程**

○園児が心身の状況によって幼児教育を受けることが困難なときは、その園児の心身の状況に配慮するものとします。(従)

**次の1項目は幼稚園設置基準を準用し、幼保連携型認定こども園に適用するものです。**

#### **(25) 園の一般的要件**

○園の位置は、運営上、適切で、通園の際安全な環境に設置するものとします。(従)  
○園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬものとします。(従)

#### **(26) その他**

○施行期日は、平成27年4月1日を予定しています。(法の施行日)

なお、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設け  
こととします。(事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては移行特  
例を設けますが、「学級編制・職員」「運営」については移行特例を設けません)

○旧幼保連携型認定こども園(みなし幼保連携型認定こども園)の職員配置について  
は、施行日から5年間、設備については当分の間、いままでどおりとすることがで  
きるものとします。(従)

○施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格について  
は、いずれかを有していれば足りることとします。(従)

○既存の幼稚園又は保育園から、幼保連携型認定こども園に移行する場合における園  
舎、園庭等の面積及び保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代  
替地の活用(園庭設置)に関する特例を設けます。(従)

## II 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (確認制度)

### 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は、「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育園）」や「地域型保育給付（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

#### 【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

		満3歳以上児		満3歳未満児
		①1号認定(保育不要)	②2号認定(保育必要)	③3号認定(保育必要)
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○ 定員設定なしも可	○
		幼稚園型	○	○
		保育園型	○	○
		地方裁量型	○	○
	幼稚園		○	特例給付による利用形態あり
	保育園		特例給付による利用形態あり	○ ②③いずれかのみを設定可
特定地域型保育事業	小規模保育	特例給付による利用形態あり	特例給付による利用形態あり	○
	家庭的保育			○
	事業所内保育			○ (従業員枠・地域枠)
	居宅訪問型保育			○

#### 「確認」を受ける施設・事業者の要件

- ① 児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ② 市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。  
※ 既存の幼稚園、保育園、認定こども園は、特段の申し出をしない限り、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる。（「みなし確認」）

### 【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	利用定員，保護者の同意，受諾義務，公正な選考，優先利用，あつせん・調整・要請への協力，利用者負担額の受領，教育・保育・地域型保育の取扱い方針，差別的取扱いの禁止，虐待等の禁止，懲戒権限の濫用禁止，秘密保持の義務，緊急時等の対応，特別利用保育，特別利用教育，連携施設等の確保，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育
参酌すべき基準	上記以外の事項

従うべき基準は(従)，参酌すべき基準は(参)と表記します。

#### 参考：「運営基準」と「認可基準」の関係

「運営基準」は，施設や事業の「認可基準」と密接に関わる部分でもあり，「認可基準」で定める事項と「運営基準」で定める事項が重複する場合があります。

## 基準骨子案の概要

### 1 共通事項

#### (1) 一般原則

- 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならぬものとしします。
- 特定教育・保育施設設置者等は、その特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常にその小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならぬものとしします。
- 特定教育・保育施設設置者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係自治体、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならぬものとしします。
- 特定教育・保育施設設置者等は、利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならぬものとしします。

### 2 特定教育・保育施設の運営に関する基準

#### (1) 利用定員

- 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（確認定員）の数を20人以上とするものとする。（従）
- 特定教育・保育施設の設置者は、次に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じて定める子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとしします。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとしします。（従）
  - ア 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - イ 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - ウ 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

#### (2) 内容及び手続の説明及び同意

- 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書又は電子文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならぬものとしします。（同意のみ従）

### **(3) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等**

- 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る）の設置者は、利用の申込みの数が利用定員の総数を超える場合は、抽選、先着順、教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考など公正な方法により選考しなければならないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設（保育園又は認定こども園）の設置者は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとします。(従)
- 選考方法は、あらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならないものとします。(参)

### **(4) あっせん、調整及び要請に対する協力**

- 特定教育・保育施設（保育園又は認定こども園）の利用について、市が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないものとします。(従)

### **(5) 受給資格等の確認**

- 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめるものとします。(参)

### **(6) 支給認定の申請に係る援助**

- 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。(参)

### **(7) 心身の状況等の把握**

- 特定教育・保育施設の設置者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めるものとします。(参)

### **(8) 小学校等との連携**

- 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならないものとします。(参)

### **(9) 教育・保育の提供の記録**

- 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならないものとします。(参)

## **(10) 利用者負担額等の受領**

- 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとします。(従)
- 特定教育・保育の提供に当たって、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができるものとします。(従)
- 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができるものとします。(従)
  - ア 日用品、文房具等の購入に要する費用
  - イ 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - ウ 食事の提供に要する費用
  - エ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - オ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 特定教育・保育施設の設置者は、上記の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証をその費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならないものとします。
- 特定教育・保育施設の設置者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、便宜にかかる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができるものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得るものとします。(従)

## **(11) 施設型給付費等の額に係る通知等**

- 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないものとします。(参)
- 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならないものとします。(参)

## **(12) 特定教育・保育の取扱方針**

○特定教育・保育は、次の施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならないものとします。(従)

- |                |  |
|----------------|--|
| ア 幼保連携型認定こども園  | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領   |
| イ 認定こども園（アを除く） | 幼稚園教育要領及び保育所保育指針<br>(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。) |
| ウ 幼稚園          | 幼稚園教育要領  |
| エ 保育園          | 保育所保育指針  |

## **(13) 特定教育・保育に関する評価等**

○特定教育・保育施設の設置者は、提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないものとします。また、定期的に保護者その他の関係者（その特定教育・保育施設の職員を除く）による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないものとします。(参)

## **(14) 相談及び援助**

○特定教育・保育施設の設置者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならないものとします。(参)

## **(15) 緊急時等の対応**

○特定教育・保育施設の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかにその子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないものとします。(参)

## **(16) 保護者に関する市への通知**

○特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を受けている支給認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならないものとします。(参)

## **(17) 運営規程**

○特定教育・保育施設の設置者は、次の施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないものとします。(参)

- |  |
|--|
| ア 施設の目的及び運営の方針                               |
| イ 提供する特定教育・保育の内容                             |
| ウ 職員の職種、員数及び職務の内容                            |
| エ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日                |
| オ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 |

- カ 認定区分ごとの利用定員
- キ 特定教育・保育施設の利用の開始，終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ 法令遵守のための措置に関する事項
- シ その他重要事項

### **(18) 勤務体制の確保等**

- 特定教育・保育施設の設置者は，適切な特定教育・保育を提供することができるよう，職員の勤務の体制を定めておかなければならないものとします。(参)
- 特定教育・保育施設の設置者は，その施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬものとします。(ただし，特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない) (参)
- 特定教育・保育施設の設置者は，職員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならぬものとします。(参)

### **(19) 定員の遵守**

- 特定教育・保育施設の設置者は，利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならないものとします。(ただし，年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応，法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応，児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない) (参)

### **(20) 掲示**

- 特定教育・保育施設の設置者は，その施設の見やすい場所に運営規程の概要，職員の勤務の体制，利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬものとします。(参)

### **(21) 平等に取り扱う原則**

- 子どもの国籍，信条，社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって，差別的取扱いをしてはならないものとします。(従)

### **(22) 虐待等の禁止**

- 特定教育・保育施設の職員は，子どもに対し，虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。(従)

### **(23) 懲戒に係る権限の濫用禁止**

- 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育園に限る）の長たる管理者は，児童福祉法第47条第3項の規定により，懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは，身体的苦痛を与え，人格を辱める等権限を濫用してはならないものとします。(従)

#### **(24) 秘密保持等**

- 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりその支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならないものとします。(従)

#### **(25) 情報の提供等**

- 特定教育・保育施設の設置者は、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないものとします。(参)
- 特定教育・保育施設の設置者は、その施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないものとします。(参)

#### **(26) 利益供与等の禁止**

- 特定教育・保育施設の設置者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前の子ども又はその家族に対してその施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとします。(参)
- 特定教育・保育施設の設置者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとします。(参)

#### **(27) 苦情への対応等**

- 特定教育・保育施設の設置者は、提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならないものとします。また、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しなければならないものとします。(参)
- 特定教育・保育施設の設置者は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならないものとします。(参)
- 特定教育・保育施設の設置者は、提供した教育・保育に関し、市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その内容を尊重し、必要な改善を行うよう努め、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告するよう努めるものとします。(参)

#### **(28) 地域との連携等**

- 特定教育・保育施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的

な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないものとします。(参)

### **(29) 事故発生の防止及び発生時の対応**

- 特定教育・保育施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のような措置を講じなければならないものとします。(従)
  - ア 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
  - イ 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること
  - ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと
- 特定教育・保育施設の設置者は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者は、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならないものとします。(従)

### **(30) 会計の区分**

- 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないものとします。(参)

### **(31) 記録の整備**

- 特定教育・保育施設の設置者は、職員、設備及び会計に関する次の記録を整備しておかなければならないものとし、その完結の日から5年間保存しなければならないものとします。(参)
  - ア 特定教育・保育の提供に当たっての計画
  - イ 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
  - ウ 市への通知に係る記録
  - エ 苦情の内容等の記録
  - オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### **(32) 特例施設型給付費に関する基準のうち、特別利用保育（定員外利用）の基準**

- 特定教育・保育施設の設置者が、子ども・子育て支援法第28条第1項第2号の規定による特別利用保育を提供する際には、倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を遵守するものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者が、特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと保育中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者が、特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとします。(従)

### **(33) 特例施設型給付費に関する基準のうち、特別利用教育（定員外利用）の基準**

- 特定教育・保育施設の設置者が、子ども・子育て支援法第28条第1項第3号の規定による特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守するものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者が、特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと教育中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとします。(従)
- 特定教育・保育施設の設置者が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとします。(従)

## **3 特定地域型保育事業の運営に関する基準**

### **(1) 利用定員**

- 利用定員（確認定員）については次のとおりとし、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。(従)
  - ア 家庭的保育事業 1人以上 5人以下
  - イ 小規模保育事業A型 6人以上19人以下
  - ウ 小規模保育事業B型 6人以上19人以下
  - エ 小規模保育事業C型 6人以上10人以下
  - オ 居宅訪問型保育事業 1人

### **(2) 内容及び手続の説明及び同意**

- 特定地域型保育事業者は、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書又は電子文書を交付して説明を行い、特例地域型保育の提供の開始について、利用者の同意を得なければならないものとします。(同意のみ従)

### **(3) 正当な理由のない提供拒否の禁止等**

- 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないものとします。(従)
- 特定地域型保育事業者は、利用の申込みの数が利用定員の総数を超える場合は、抽選、先着順、教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考など公正な方法により選考しなければならないものとします。(従)
- 特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとします。(従)
- 選考方法は、あらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならないものとします。(従)
- 特定地域型保育事業者は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならないもの

とします。(参)

#### **(4) あっせん、調整及び要請に対する協力**

○特定地域型保育事業者は、その利用について、市が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならないものとします。(従)

#### **(5) 受給資格等の確認**

○特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめるものとします。(参)

#### **(6) 支給認定の申請に係る援助**

○特定地域型保育事業者は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、申請が行われるよう必要な援助を行うものとします。(参)

#### **(7) 心身の状況等の把握**

○特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境、他の特定教育・保育施設の利用状況等の把握に努めなければならないものとします。(参)

#### **(8) 特定教育・保育施設等との連携**

○特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次の事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設（連携施設）を適切に確保しなければならないものとします。（ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。また、利用定員が20人以上の事業所内保育事業ではア及びイの連携協力を求めることを要しない）(従)

ア 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

イ 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、その特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう）を提供すること。

ウ その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、従業員の子どもの以外の地域枠の子どもに限る）を、その特定地域型保育の提供の終了に際して、その子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。

○居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう）その他の市の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。（ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保

育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない）（従）

- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならないものとします。（参）

### **（9）小学校等との連携**

- 特定地域型保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならないものとします。（参）

### **（10）特定地域型保育の提供の記録**

- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならないものとします。（参）

### **（11）利用者負担額等の受領**

- 特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとします。（従）
- 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとします。（従）
- 特定地域型保育の提供に当たって、地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができるものとします。（従）
- 特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができるものとします。（従）
  - ア 日用品、文房具等の購入に要する費用
  - イ 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
  - ウ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - エ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 特定教育・保育施設の設置者は、上記の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証をその費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならないものとします。
- 特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、便宜にかかる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができるものとします。（従）

- 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得るものとします。  
(従)

#### **(12) 地域型保育給付費等の額に係る通知等**

- 特定地域型保育事業者は、法定代理受領により地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならないものとします。(参)
- 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を行わない地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した地域型保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならないものとします。(参)

#### **(13) 特定教育・保育の取扱方針**

- 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならないものとします。(従)

#### **(14) 特定地域型保育に関する評価等**

- 特定地域型保育事業者は、提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないものとします。また、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないものとします。(参)

#### **(15) 相談及び援助**

- 特定地域型保育事業者は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならないものとします。(参)

#### **(16) 緊急時等の対応**

- 特定地域型保育事業所の職員は、特定地域型保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないものとします。(参)

#### **(17) 保護者に関する市への通知**

- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を受けている支給認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならないものとします。(参)

#### **(18) 運営規程**

- 特定地域型保育事業者は、次の施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないものとします。(参)

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 提供する特定地域型保育の内容

ウ 職員の職種、員数及び職務の内容

エ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

オ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類, 支払いを求める理由及びその額

カ 利用定員

キ 特定地域型保育事業の利用の開始, 終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ 法令遵守のための措置に関する事項

シ その他重要事項

### **(19) 勤務体制の確保等**

○特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならないものとします。(参)

○特定地域型保育事業者は、その事業所の職員によって特定教育・保育を提供しなければならないものとします。(ただし、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない) (参)

○特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないものとします。(参)

### **(20) 定員の遵守**

○特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならないものとします。(ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない) (参)

### **(21) 掲示**

○特定地域型保育事業者は、その施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないものとします。(参)

### **(22) 平等に取り扱う原則**

○子どもの国籍, 信条, 社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないものとします。(従)

### **(23) 虐待等の禁止**

○特定地域型保育事業所の職員は、子どもに対し、虐待等子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。(従)

#### **(24) 懲戒に係る権限の濫用禁止**

- 特定地域型保育事業所の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならないものとします。(従)

#### **(25) 秘密保持等**

- 特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならないものとします。(従)
- 特定地域型保育事業者は、小学校、他の特定地域型保育事業所等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりその支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならないものとします。(従)

#### **(26) 情報の提供等**

- 特定地域型保育事業者は、提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならないものとします。(参)
- 特定地域型保育事業者は、その施設について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないものとします。(参)

#### **(27) 利益供与等の禁止**

- 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対してその施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとします。(参)
- 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないものとします。(参)

#### **(28) 苦情への対応等**

- 特定地域型保育事業者は、提供した地域型保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならないものとします。また、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しなければならないものとします。(参)
- 特定地域型保育事業者は、その提供した地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならないものとします。(参)
- 特定地域型保育事業者は、提供した地域型保育に関し、市が行う報告又は市の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その内容を尊重し、必要な改善を行うよう努め、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告するよう努めるものとします。

(参)

### **(29) 地域との連携等**

- 特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないものとします。

(参)

### **(30) 事故発生の防止及び発生時の対応**

- 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のような措置を講じなければならないものとします。(従)

ア 事故が発生した場合の対応, 報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること

イ 事故が発生した場合, それに至る危険性がある事態が生じた場合に, 報告, 分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること

ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと

- 特定地域型保育事業者は、子どもに対する地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとします。(従)

- 特定地域型保育事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないものとします。(従)

- 特定地域型保育事業者は、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならないものとします。(従)

### **(31) 会計の区分**

- 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないものとします。(参)

### **(32) 記録の整備**

- 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する次の記録を整備しておかなければならないものとし、その完結の日から5年間保存しなければならないものとします。(参)

ア 特定地域型保育の提供に当たっての計画

イ 提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

ウ 市への通知に係る記録

エ 苦情の内容等の記録

オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### **(33) 特例地域型保育給付費に関する基準のうち、特別利用地域型保育(定員外利用)の基準**

- 特定地域型保育事業者が、子ども・子育て支援法第30条第1項第2号の規定による特別利用地域型保育を提供する際には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守するものとします。(従)

- 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する際には、特別利用地域型

保育に係る子どもと地域型保育を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとしします。(従)

- 特定地域型保育事業者が、特別利用保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとしします。(従)

#### **(34) 特例施設型給付費に関する基準のうち、特定利用地域型保育の基準**

- 特定地域型保育事業者が、子ども・子育て支援法第30条第1項第3号の規定による特定利用地域型保育を提供する際には、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を遵守するものとしします。(従)
- 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する際には、特定利用地域型保育に係る子どもと特定地域型保育を利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとしします。(従)
- 特定地域型保育事業者が、特定利用地域型保育を提供する場合には、特定教地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとしします。(従)

#### **4 その他**

- 民間保育園については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市の同意を得ることを要件としします。(従)
- 民間保育園は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育園における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとしします。(従)
- 小規模保育事業C型にあつては、施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下としします。(従)
- 特定地域型保育事業者は、市が認める場合は、施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができるものとしします。(従)
- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する給付に係る教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者が、正当な理由がなく法第14条第1項の規定により、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定によるその職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、10万円以下の過料に処するものとしします。
- 小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が、正当な理由がなく法第13条第1項の規定により、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定によるその職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処するものとしします。
- 支給認定保護者が、正当な理由がなく法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第

2項の規定により、支給認定証の提出又は返還を求められて、これに応じないときは、10万円以下の過料に処するものとします。

○施行期日は平成27年4月1日を予定しています。(法の施行日)

### Ⅲ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

#### 家庭的保育事業等について

家庭的保育事業等は、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

様々な場所での多様な保育の提供が可能なることから、一般的に待機児童の多い大都市部では 待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向がある過疎地域では地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されています。

家庭的保育事業等は、原則満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

#### 【家庭的保育事業等の類型】

事業の類型	事業の内容	事業の主体
家庭的保育（定員5人以下）	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村・民間事業者等
小規模保育（定員6人～19人）	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する。保育を目的とした様々なスペースで行う。 規模に応じて以下の3つの類型がある。 ・A型（保育園分園に近いもの） ・B型（保育園分園と家庭的保育の中間的なもの） ・C型（家庭的保育に近いもの）	市町村・民間事業者等
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。（主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応する）	市町村・民間事業者等
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するが、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主等

※ 家庭的保育事業等については、客観的な認可基準に適合し、必要な条件（社会福祉法人・学校法人以外の者は、経済的基礎・社会的信望・社会福祉事業の知識経験に関する要件）を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合でない限り、原則として認可することとなります。

## 家庭的保育事業等の認可基準について

家庭的保育事業等の認可基準については、各市町村が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

### 【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	連携施設の確保，食事の提供，調理室，調理員，保育時間，職員，保育の内容，差別的取扱いの禁止，虐待等の禁止，懲戒権限の濫用禁止，秘密の保持
参酌すべき基準	上記以外の事項

※ 保育室及びその面積（面積基準）については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用などを容易にするため、保育園等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。ただし、調理室に係る部分は従うべき基準とされています。

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準骨子案について

従うべき基準は(従)、参酌すべき基準は(参)、独自に追加した基準は(独自)と表記します。

なお、本市独自の基準を次のとおり追加しています。

- ・本市では、子どもの育成に関する基本的な事柄を定めることにより、本市で育つすべての子どもが幸せに暮らせることを目的とした「倉敷市子ども条例」を平成24年4月から施行しており、子ども条例の理念を施設の運営に反映することと、子ども条例への理解を職員の要件に盛り込みました。
- ・非常災害対策では、避難訓練や消火訓練の実施にあたり、地震、火災、風水害、侵入者対策など具体的な災害を想定したうえで行うこととしました。
- ・食事の提供にあたっては、地産地消に努めるとともに、子どもの健全な育成のために食育を推進し、保護者に対して食に関する情報を発信していくこととしました。

### 1 各事業共通の基準

#### (1) 趣旨

- 市長の監督に属する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（設備運営基準）を定めるものとします。
- 設備運営基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限る）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとします。

## **(2) 設備運営基準の向上**

- 市長は、倉敷市子ども・子育て支援審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（家庭的保育事業者等）に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができるものとします。
- 家庭的保育事業者等は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないものとします。
- 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとします。

## **(3) 家庭的保育事業者等の一般原則**

- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重するとともに、倉敷市子ども条例の理念を踏まえ、その運営を行わなければならないものとします。（参）（独自）
- 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならないものとします。（参）
- 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないものとします。（参）
- 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないものとします。（参）
- 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を除く）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないものとします。（参）
- 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を除く）の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないものとします。（参）

## **(4) 保育所等との連携**

- 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次の事項に係る連携協力を行う保育園、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないものとします。（ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない）（従）
  - ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

イ 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう）を提供すること。（居宅訪問型保育事業を除く）

ウ その家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、地域枠の乳児又は幼児に限る）を、保育の提供の終了に際して、その利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

#### **（５）非常災害対策**

○家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く）は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けなければならないものとします。（参）

○家庭的保育事業者等は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じたその非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならないものとします。（独自）

○家庭的保育事業者等は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ行わなければならないものとします。（独自）

○前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、地震、火災、風水害、侵入者対策等を念頭に置き、少なくとも毎月 1 回実施しなければならないものとします。（参）（独自）

○家庭的保育事業者等は、非常災害時における入所者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、関係自治体、地域住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとします。（独自）

#### **（６）職員の一般的要件**

○家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、児童福祉事業に熱意があり、かつ、子ども条例の理念を十分に理解した者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないものとします。（参）（独自）

#### **（７）職員の知識及び技能の向上等**

○家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、それぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないものとします。（参）

○家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないものとします。（参）

#### **（８）他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準**

○家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じてその家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設

等の設備及び職員に兼ねることができるものとします。(ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない) (従)

### **(9) 平等に取り扱う原則**

- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないものとします。(従)

### **(10) 虐待等の禁止**

- 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他その利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものとします。(従)

### **(11) 懲戒に係る権限の濫用禁止**

- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないものとします。(従)

### **(12) 衛生管理等**

- 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならないものとします。(参)
- 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとします。(参)
- 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないものとします。(参)
- 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならないものとします。(参)
- 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならないものとします。(参)

### **(13) 食事**

- 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く)は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その家庭的保育事業所等内で調理する方法(その家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む)により行わなければならないものとします。(従)
- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならないものとします。(参)
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならないものとします。(参)

○調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならないものとします。  
(参)

○家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く）は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないものとします。(参)

○家庭的保育事業者等は、食事の提供に当たっては、地産地消に努めるものとします。  
(独自)

○家庭的保育事業者等は、利用乳幼児への食育を推進するため、保護者に対して食育に関する情報を発信するものとします。(独自)

#### **(14) 食事の提供の特例**

○次の要件を満たす家庭的保育事業者（居宅訪問型保育事業を除く）等は、利用乳幼児に対する食事の提供について、次項の施設（搬入施設）において調理し、その家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができるものとします。この場合において、その家庭的保育事業者等は、食事の提供についてその方法によることとしてもなおその家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないものとします。(従)

ア 利用乳幼児に対する食事の提供の責任がその家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ その家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、その家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

○搬入施設は、次のいずれかの施設とします。(従)

ア 連携施設

イ その家庭的保育事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

ウ 学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、ア及びイの搬入施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限り）

### **(15) 利用乳幼児及び職員の健康診断**

- 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないものとします。(参)
- 家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳児又は幼児（乳幼児）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、その健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとします。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならないものとします。(参)
- 利用開始時の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならないものとします。(参)
- 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について、綿密な意を払わなければならないものとします。(参)

### **(16) 規程の整備**

- 家庭的保育事業者等は、次の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならないものとします。(参)
  - ア 事業の目的及び運営の方針
  - イ 提供する保育の内容
  - ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
  - エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - オ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額
  - カ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
  - キ 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - ク 緊急時等における対応方法
  - ケ 非常災害対策
  - コ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - サ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

### **(17) 帳簿の整備**

- 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならないものとします。(参)

### **(18) 秘密保持等**

- 家庭的保育事業等の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。(従)

○家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないものとします。(従)

### **(19) 苦情への対応等**

○家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないものとします。(参)

○家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市長から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言を尊重し、必要な改善を行うよう努めなければならないものとします。(参)

## **2 家庭的保育事業の基準**

### **(1) 設備の基準**

○家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く）で、次の要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（家庭的保育事業を行う場所）で実施するものとします。(調理室に係る部分のみ従)

ア 乳幼児(保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、その児童を含む)の保育を行う専用の部屋を設けること。

イ 専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。

ウ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

エ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

オ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。カにおいて同じ)があること。

カ 庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

キ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

### **(2) 職員**

○家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとします。(ただし、次のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる)(調理員に係る部分のみ従)

ア 調理業務の全部を委託する場合

イ 搬入施設から食事を搬入する場合

ウ 3人以下の保育を行う場合であつて家庭的保育補助者が調理を行う場合

○家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次のア、イのいずれにも該当する者とします。(従)

ア 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

イ 法律により保育士となることができないとされているものでない者(児童福祉法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者)

○家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とします。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修(市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう)とともに保育する場合には、5人以下とします。

### **(3) 保育時間**

○家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとします。(従)

### **(4) 保育の内容**

○家庭的保育事業者は、保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとします。(従)

### **(5) 保護者との連絡**

○家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。(参)

## **3 小規模保育事業**

○小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とします。(従)

### **3-1 小規模保育事業A型**

#### **(1) 設備の基準**

○小規模保育事業A型を行う事業所(小規模保育事業所A型)の設備の基準は、次のとおりとします。(調理設備に係る部分のみ従)

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

イ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

ウ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

エ 満2歳以上の幼児(保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、その児童を含む)を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(その事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。

オ 保育室又は遊戯室の面積は、エの幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、エの幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

カ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

キ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（保育室等）を2階に設ける建物は、次の1）、2）及び6）の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋外階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室と

		<p>は、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

- 3) 2) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- 4) 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。
- ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 5) 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- 7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- 8) 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

## (2) 職員

- 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとします。（ただし、調理業務の全部を委託する事業所又搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる）（調理員に係る部分のみ従）
  - 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、その定める数の合計数に1を加えた数以上とします。（従）
- ア 乳児 おおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。エにおいて同じ。)

エ 満4歳以上の児童おおむね 30人につき1人

○前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができるものとします。(従)

### (3) 保育時間

○小規模保育事業所A型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業所A型を行う者が定めるものとします。(従)

### (4) 保育の内容

○小規模保育事業所A型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業所A型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとします。(従)

### (5) 保護者との連絡

○小規模保育事業所A型は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。(参)

## 3-2 小規模保育事業B型

### (1) 設備の基準

○小規模保育事業B型を行う事業所(小規模保育事業所B型)の設備の基準は、次のとおりとします。(調理設備に係る部分のみ従)

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

イ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

ウ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

エ 満2歳以上の幼児(保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、その児童を含む)を利用させる小規模保育事業所B型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(その事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。

オ 保育室又は遊戯室の面積は、エの幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、エの幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

カ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

キ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(保育室等)を2階に設ける建物は、次の1)、2)及び6)の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

- 1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- 2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋外階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- 3) 2) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- 4) 小規模保育事業所B型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と小規模保育事業所B型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。
- ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 5) 小規模保育事業所B型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- 7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- 8) 小規模保育事業所B型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

## (2) 職員

- 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者（保育従事者）、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとします。（ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる）（調理員に係る部分のみ従）
- 保育従事者の数は、次に掲げる区分に応じ、その定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とします。（従）
- ア 乳児 おおむね3人につき1人
  - イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
  - ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。エにおいて同じ。）

エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

○前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、その事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができるものとします。(従)

### **(3) 保育時間**

○小規模保育事業所B型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業所B型を行う者が定めるものとします。(従)

### **(4) 保育の内容**

○小規模保育事業所B型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業所B型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとします。(従)

### **(5) 保護者との連絡**

○小規模保育事業所B型は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。(参)

## **3-3 小規模保育事業C型**

### **(1) 設備の基準**

○小規模保育事業C型を行う事業所(小規模保育事業所C型)の設備の基準は、次のとおりとします。(調理設備に係る部分のみ従)

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

イ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。

ウ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

エ 満2歳以上の幼児(保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、その児童を含む)を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

オ 保育室又は遊戯室の面積は、エの幼児1人につき3・3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、エの幼児1人につき3・3平方メートル以上であること。

カ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

キ 保育室等を2階以上に設ける建物のうち、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(保育室等)を2階に設ける建物は、次の1)、2)及び6)の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋外階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

- 3) 2) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- 4) 小規模保育事業所C型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と小規模保育事業所C型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。
- ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 5) 小規模保育事業所C型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- 7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- 8) 小規模保育事業所C型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

## (2) 職員

- 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとする。（ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる）（調理設備に係る部分のみ従）
- 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とします。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とします。（従）

## (3) 利用定員

- 小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とします。（従）

## (4) 保育時間

- 小規模保育事業所C型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業所C型を行う者が定めるものとします。（従）

## **(5) 保育の内容**

- 小規模保育事業所C型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業所C型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとしします。(従)

## **(6) 保護者との連絡**

- 小規模保育事業所C型は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとしします。(参)

# **4 居宅訪問型保育**

## **(1) 提供する保育の種類**

- 居宅訪問型保育事業者は、次の保育を提供するものとしします。(従)
  - ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児（保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、その児童を含む）に対する保育
  - イ 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
  - ウ 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
  - エ 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法第6条第4項に規定する母子家庭等をいう）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
  - オ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育

## **(2) 設備及び備品**

- 居宅訪問型保育事業者がその事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとしします。(参)

## **(3) 職員**

- 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人としします。(従)

## **(4) 居宅訪問型保育連携施設**

- 居宅訪問型保育事業者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならないものとしします。(ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認め

るものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない）（従）

#### （５）保育時間

- 居宅訪問型保育事業における保育時間は、１日につき８時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業を行う者が定めるものとします。（従）

#### （６）保育の内容

- 居宅訪問型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、居宅訪問型保育事業者の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとします。（従）

#### （７）保護者との連絡

- 居宅訪問型保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。（参）

### ５ 事業所内保育事業

#### （１）利用定員の設定

- 事業所内保育事業を行う者（事業所内保育事業者）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（地域枠の乳児又は幼児）の数以上の定員枠を設けなくてはならないものとします。（参）

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
１人以上５人以下	１人
６人以上７人以下	２人
８人以上１０人以下	３人
１１人以上１５人以下	４人
１６人以上２０人以下	５人
２１人以上２５人以下	６人
２６人以上３０人以下	７人
３１人以上４０人以下	１０人
４１人以上５０人以下	１２人
５１人以上６０人以下	１５人
６１人以上７０人以下	２０人
７１人以上	２０人

## 5-1 保育所型事業所内保育事業所

### (1) 設備の基準

○事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。保育所型事業所内保育事業という）を行う事業所（保育所型事業所内保育事業所）の設備の基準は、次のとおりとします。（調理室に係る部分のみ従）

ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（その保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む）及び便所を設けること。

イ 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

ウ ほふく室の面積は、乳児又はアの幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

エ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

オ 満2歳以上の幼児（保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、その児童を含む）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理室及び便所を設けること。

カ 保育室又は遊戯室の面積は、オの幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、オの幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

キ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

ク 保育室等を2階に設ける建物は、次の1）、2）及び6）の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

- 1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- 2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋外階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

3) 2) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

4) 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この4) において同じ）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - ・調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 5) 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
  - 6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
  - 7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
  - 8) 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

## (2) 職員

- 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとします。(ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる)(従)
- 保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数以上とします。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできないものとします。(従)
  - ア 乳児 おおむね3人につき1人
  - イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
  - ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)
  - エ 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができるものとします。

## (3) 連携施設に関する特例

- 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、次に係る連携協力を求めることを要しない。(従)
  - ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な保育所型事業所内保育事業等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
  - イ 必要に応じて、代替保育(保育所型事業所内保育事業等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、その保育所型事業所内保育事業等に代わって提供する保育をいう)を提供すること。

#### **(4) 保育時間**

- 保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業を行う者が定めるものとします。(従)

#### **(5) 保育の内容**

- 保育所型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、保育所型事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとします。(従)

#### **(6) 保護者との連絡**

- 保育所型事業所内保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。(参)

### **5-2 小規模型事業所内保育事業所**

#### **(1) 設備の基準**

- 小規模型事業所内保育を行う事業所(利用定員が19人以下のものに限る。小規模型事業所内保育事業所という)の設備の基準は、次のとおりとします。(調理設備に係る部分のみ従)
  - ア 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備(その小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む)及び便所を設けること。
  - イ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
  - ウ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
  - エ 満2歳以上の幼児(保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、その児童を含む)を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(その事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。
  - オ 保育室又は遊戯室の面積は、エの幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、エの幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
  - カ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
  - キ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(保育室等)を2階に設ける建物は、次の1)、2)及び6)の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
    - 1) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋外階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

- 3) 2) に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- 4) 小規模型事業所内保育事業所の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く）以外の部分と小規模型事業所内保育事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。
- ・スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - ・調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 5) 小規模型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- 7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- 8) 小規模型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

## (2) 職員

- 小規模型事業所内保育事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する岡山県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者（保育従事者）、嘱託医及び調理員を置かなければならないものとします。（ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第15条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる）（従）
- 保育従事者の数は、次の区分に応じ、それぞれに定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とします。
- ア 乳児 おおむね3人につき1人（従）
  - イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
  - ウ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。エにおいて同じ。）
  - エ 満4歳以上の児童 おおむね 30人につき1人
- 保育士の数の算定に当たっては、その事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができるものとする。

### **(3) 保育時間**

- 小規模型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業を行う者が定めるものとします。(従)

### **(4) 保育の内容**

- 小規模型事業所内保育事業者は、保育所保育指針に準じ、小規模型事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならないものとします。(従)

### **(5) 保護者との連絡**

- 小規模型事業所内保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとします。(参)

## **6 その他**

- 施行期日は平成27年4月1日を予定しています。(法の施行日)

### **(1) 食事の提供の経過措置**

- 現在、自園で調理を行っていない場合については、施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができるものとします。(従)

### **(2) 連携施設に関する経過措置**

- 連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合には、施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができるものとします。(従)

### **(3) 職員に関する経過措置**

- 小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業にあつては、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、保育従事者とみなすものとします。(従)

### **(4) 利用定員に関する経過措置**

- 小規模保育事業C型にあつては、施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができるものとします。(従)

## IV 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

### 1 趣旨

児童福祉施設の設備及び運営についての基準（児童福祉施設最低基準）は、厚生労働省令により全国一律とされてきましたが、いわゆる地方分権一括法において、都道府県、政令市、中核市については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めることになり、本市では、平成25年4月1日から「倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則」を制定しております。

子ども・子育て支援新制度では、保育園は、特定教育・保育施設として、①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことに加え、②特定教育・保育施設として運営に関する基準を満たすことが求められることとされており、これらは内容的にも相互密接に相まっていることから整合性をとる必要があります。また、③幼保連携型認定こども園の基準は、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」を別に定めるため、その部分を削除する必要があります。さらに、④保育室などを4階以上に設置する場合の避難用の施設や設備の設置要件の見直しも図られ、同等の安全性と代替手段を前提とするとの改正が行われたことから、その部分を追加する必要があります。併せて、⑤構造改革特区において実施されていた、乳児を入所させる保育園に係る保育士の数の算定の特例が全国展開されることとなったことなどにより、本市の条例や規則においても改正を行う必要があります。

### 2 概要

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合性を図る観点から、保育園については、施設の運営について、次の重要事項に関する規定を定めておかなければならないものとします。（参）

- ア 施設の目的及び運営の方針
- イ 提供する保育の内容
- ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
- エ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- オ 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額
- カ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- キ 保育園の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ 虐待の防止のための措置に関する事項
- サ 保育園の運営に関する事項
- ※ 従来の規定は、次の項目のみ。
- ア 入所する者の援助に関する事項

イ その他施設の管理についての重要事項

- 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合性を図る観点から、保育園において、次のような取扱いを実施するものすることを追加します。(参)

ア 自ら行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

イ 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 幼保連携型認定こども園の基準は、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」を別に定めるため、職員の基準と選考の部分を削除します。

- 「保育園における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直し次の項目を追加します。(参)

ア 建築基準法施行令第123条第1項又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする)

イ 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

- 構造改革特区において実施されていた、乳児を入所させる保育園に係る保育士の数の算定の特例が全国展開されることとなったため、保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる保育園の乳児の入所数を「乳児6人」から「乳児4人」に改めます。